

中山間を中心とする市町村組織のあり方

——市町村長アンケート調査の結果——

ほり こし たか よし
堀 越 孝 良

1. はじめに
2. 中山間地域の特性
3. 合併の評価
4. 農林漁業団体

5. 市町村長の意見
(1) 意見の概要
(2) 代表的意見の紹介
6. まとめ

1. はじめに

1) 全体研究の概要

この研究は、農業研究センターが主査場所となっており、行われている一般別枠研究「中山間地域の活性化条件の解明に関する研究」(以下「中山間活性化プロ」という)の一環として行われているものである。中山間活性化プロは、農林水産省の10場所・20研究室のほか、6大学等に委託して、平成6年度から3年間の予定で行われている。

研究の目的は、第1に、中山間地域における立地特性に即しつつ、地域資源を活用した人口扶養力向上の可否及びそれを背景とした活性化方策について実証研究を進めること、第2に、これら活性化努力等を支援すべき新たな地域資源管理政策の展開方向や行財政・制度的条件、生活環境整備方策について検討することである。

中山間地域とは、農林統計における農業地域類型のうちの中間農業地域及び山間農業地域をいうのが普通である。しかし、中山間活性化プロにおける研究対象は、農林統計でいう中山間地域に限定されるわけではないし、農林統計上の中山間地域の実態を調査することが目的であるわけでもない。中山間活性化プロの研究実施計画書の文言を借りれば、中山間地域とは「地理的・地形的にみて不利な

条件下」にあり、「担い手の減少や高齢化の進行、それに伴う農林業生産活動の停滞、耕作放棄地の増加等」の問題が発生している地域、又は発生するおそれのある地域である。

そうは言っても、研究の実施に当たっては、農林統計上の中山間地域の概念が有力な足がかりになる。なお、中山間地域という用語が使用され始めたのは比較的新しく、農業白書で最初に使用されたのは平成元年版からである。農林統計上の用語で法令用語ではない。

2) 本研究の目的等

中山間活性化プロのねらいは、条件不利地域である中山間地域をどう活性化するかということである。活性化の概念があいまいであるから、活性化の主体も必ずしも明確ではない。しかし、中山間活性化プロの問題意識には、地域の人口扶養力の向上という観点がある。このことから想像できるように、活性化の中心的主体として市町村があると考えられる。そこで市町村について、財政面と組織面の双方から接近することとし、財政面については「中山間市町村活性化のための財源確保・運用方策」を課題名として、島根大学に委託研究を行うこととした。他方、組織面に関しては「地域活性化のための市町村組織の再編方向」を課題名として農業総合研究所で直接行うこととした。

「市町村組織の再編方向」には、二つの意味を込めている。一つは、市町村という組織

の再編方向であり、もう一つは市町村の内部又は関連組織の再編方向である。平成6年度は前者すなわち市町村という組織の再編方向を中心に分析検討を行うこととし、以後、市町村の内部又は関連組織にまで及んで分析検討を行うこととしている。市町村という組織の再編方向とは、市町村の合併か分割である。もっとも、現実には市町村の合併は進行しており、政府もそれを支援しているが、分割は数が少ないし、政府も支援していない。従って、市町村の分割に関しては、市町村という組織の再編方向としては考慮しないこととする。

3) アンケート調査の実施方法

アンケート調査は、平成6年10月に調査表を配付して行った。調査表は、別紙1(稿末)の通りであり、都道府県に一括送付し、都道府県から政令指定都市を除く管内全市町村に配付していただいた。

回収は、市町村あて封筒に農業総合研究所あて返信用封筒を同封して行った。回収調査表総数は2,641通で、回収率は81.9%(対象市町村数3,226)となった。回収率が高くなったのは、都道府県を通じ、2度にわたって回答の督促をお願いしたことによる。

回答は市町村長自身が記入するよう依頼した。市町村の合併、市町村職員の評価、農協合併への支援等を調査項目に入れたからである。アンケート調査の回答の中には、ほんの1、2の例であるが、事務方が回答した旨注記してあるものがあつた。また、事務方で回答することにつき事前に電話で了承を求めた市町村もあつた(その場合には、市町村長になったつもりで回答していただきたい旨返答した)。

地方農政局別及び都道府県別の回収率をみると第1-(1)表の通りである。地帯別には特段の差はみられないが、県別の格差が大きいことに留意する必要がある。回収率が50%台の都道府県が3、60%台が2であり、逆に高

い方では90%台が12都道府県あつた。なお、調査対象市町村数は平成5年8月1日現在の市町村数である。

中山間地域問題といわれる問題を農林統計上の中山間地域に限って考えたのでは、有効な結論を導くことができないのではないかとこの心配があつたこと、及び中山間地域と他の地域との比較対照を行う必要があると考えたことから全市町村を対象にアンケートを行った。また、調査表の表題を「地域活性化のための」とし、回答が中山間地域市町村に片寄らないような配慮を行った。しかし、中山間活性化プロの一環であることは明示する必要のあるところであり、農業総合研究所等からの調査協力依頼文書にはそのことを明示した。農業関係の指定地域等と回収率の関係をみると第1-(2)表の通りである。わずかに山間、過疎地域等の回収率が高い傾向が見受けられる。

なお、回答を分析する際、次のデータを併せて入力した。農業地域類型区分、特定農山村地域公示の有無、振興山村指定の有無、過疎地域公示の有無、市町村の人口(平成2年国勢調査)、面積、人口密度、農山漁村活力分析指標(総合、農業生産、生産環境・資源、農村生活)。農山漁村活力分析指標は、平成6年度に農林水産省統計情報部が作成したものであり、33の基礎指標からなっている。

本アンケートに回答いただいた市町村長はじめ、関係各位に厚く御礼申し上げたい。また、調査に当たってご協力いただいた農林水産省構造改善局農政部就業改善課中山間地域活性化推進室、農林水産大臣官房企画室、地方農政局農政部、都道府県農政主務部等の関係機関に感謝を申し上げたい。

2. 中山間地域の特性

1) 中山間地域市町村の属性

回答市町村の人口、面積及び人口密度を、

概ね4等分して農業地域類型別にみた。「概ね」になってしまったのは、データの都合で正確には区分できなかったためである。人口は、少ない方から山間農業地域、中間農業地域、平地農業地域及び都市的地域の順に多くなっている(第2-(1)-1表)。市町村の面積は、意外に平地農業地域の面積が小さいが、概ね逆である(第2-(1)-2-①表)。市を除いて町村だけとってみると山間農業地域、中間農業地域、平地農業地域及び都市的地域の順に小さくなっていることが明確である。人口密度は、人口と同様の傾向がより鮮明にでている(第2-(1)-3表)。なお、農業地域類型別の市町村数は、合計と一致しない。これは、農地も農家もないため農業地域類型区分が行われていない市町村から回答をいただいたことによる。

法律上の地域指定との関係を見ると、山間農業地域に区分される市町村の90%までが振興山村に指定(一部指定を含む)されている(第2-(1)-4表)。また、山間農業地域市町村で過疎地域に指定されているのは76.7%である(第2-(1)-5表)。なお、同表によると、都市的地域市町村でありながら過疎地域に指定されている市町村があるが、これは産炭地域に位置する市町村である。特定農山村地域指定との関係は、第2-(1)-6表の通りであり、山間農業地域市町村は全て特定農山村地域に指定されている。また、中間農業地域市町村のうち、57.2%は振興山村ではないが、特定農山村でない市町村は26.9%にとどまる。特定農山村制度は、林野率又は人口密度の観点からは振興山村に指定されなかったが、傾斜地が多く農業生産条件に恵まれない市町村の相当割合を指定したことになる。

2) 市町村長の属性

市町村長の意見を聞くに当たって、市町村長の年齢と在職年数を聞いた。市町村長の平均年齢(満年齢)は63.1歳(標準偏差7.5歳)

で、60歳台の市町村長が53.1%を占め、50歳台は22.6%、70歳以上が18.7%である。農業地域類型別の違いはほとんどないが、第2-(2)-1表でみるように、山間農業地域で60歳台がわずかに多く、70歳以上がわずかに少ないようにみえる。

また、在職年数(1年に満たない年数は切り捨てた)の平均は7.7年である。「都合何年間市町村長をお勤めですか」と聞いたので在職年数と任期が一致するわけではないが、在職年数4年として単純に2期目以降への継続率を出してみると、2期目への継続率は96.0%であるが、3期目への継続率は62.1%、4期目への継続率は56.6%となる。農業地域類型別にみると、第2-(2)-2表にみるように、山間農業地域では、1期目又は2期目の市町村長が多く、3期目及び4期目の市町村長が少ないが、5期以上の多選市町村長は同程度になっている。以上から、市町村長の選挙による洗礼は、3期目が最も厳しい傾向がうかがえる。また、山間農業地域において70歳以上の市町村長が少ないのは、3期目及び4期目の市町村長が少ないことと対応していると考えられる。

3) 市町村農業の活気

この調査は、「中山間地域の活性化条件の解明に関する研究」の一環として行われているものである。まず市町村長に自らの市町村農業の活気の有無について聞いてみた。選択肢は、「比較的には活気がある」、「平均的である」と考える」及び「比較の問題としても活気がない」とし、「活気」「平均」等の意味については自由に解釈してもらいたい旨注記した。農業地域類型別の結果は、第2-(3)-1表にみるように、山間農業地域において「比較的には活気がある」が少なく、「比較の問題としても活気がない」が多かったが、中間農業地域では特段の傾向が見受けられなかった。また、「比較的には活気がある」が「比較の問題としても活気がない」を上回っているのは、

平地農業地域だけであった。

注目されるのは、都市的地域と中間農業地域で「比較の問題としても活気がない」が同じ率であったことである。一口に、中山間農業地域市町村の農業が大変だといわれることが多いが、都市的地域の市町村長にも農業に関して悩みを抱えている市町村長が多いといえることができる。

市町村農業の活気の有無について、市町村長の年齢別及び在職年数別には、特段の傾向はみられない。

市町村農業の活気に関する市町村長の評価と実力の関係はどうなっているであろうか。実力を表す指標として農山漁村活力分析指標（農業生産）との関係をみたのが第2-(3)-2表である。概ね評価と実力は同じ傾向にあるというものの、活気があるとしている市町村で指標が低くでている市町村が6.8%、逆に活気がないとしている市町村で指標が高くでている市町村が5.7%ある。こうした調査結果は、市町村長が農業に活気があるとかないと判断する指標に、実力以外の要素が入っている可能性があることを想像させる。

「比較的には活気がある」又は「平均的である」と回答した市町村に、最も貢献した要因をたずねた。第2-(3)-3表にみるように、44.0%の市町村が「国の施策」と答え、また、「関係機関の取り組み」が22.9%、「農業者等の取り組み」が21.4%でほぼ並んだ。地域農業の活性化に行政の役割が大きいことを如実に示している。地域的には、都市的地域と山間農業地域で相対的に「国の施策」に対する評価が低く、逆に「関係機関の取り組み」に対する評価が高い。都市的地域では「国の施策」と「関係機関の取り組み」をあわせて行政への評価が低いのに対し、残りの地域ではほぼ同じ値である。特徴的なのは、「農業者の取り組み」が都市的地域で高く、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域と順に低くなっていることである。農業の振興に関して、

国をはじめとする行政機関の役割が重要なことはいまでもないが、中山間地域においては特に重要であり、しかも国が行う画一的施策では足りないものがあることを示唆していると考えられる。

次に、「比較の問題としても活気がない」と答えた市町村に最大の原因をたずねたところ、第2-(3)-4表の通り、「地理的条件の悪さ」が41.9%と多く、「都市化の進展」18.4%がそれに次いだ。次いで「その他」が16.5%で多かったが、具体的には、高齢化、担い手不足をあげている市町村が多い。「国の政策の貧困」及び「地域の努力不足」はそれぞれ11%台にとどまっている。なお、「その他」は、具体的には担い手の不足や高齢化をあげるものが多かった。

農山漁村活力分析指標との関係をみると、第2-(3)-5表の通りである。指標の高い市町村ほど活気がある要因として「国の施策」をあげ、次いで「農業者の取り組み」をあげており、「関係機関の取り組み」をあげる市町村は、どちらかと言えば指標が低い市町村に多い。市町村農業の活力は、国の施策が中心となり、それに農業者の取り組みが重なってでていると考えられる。なお、農山漁村活力分析指標は、平地農業地域に高くでる傾向がある（第2-(3)-6表）。

活気の貢献要因を地方農政局別にみたのが、第2-(3)-7表である。「国の施策」の割合が低いのは関東と北海道であるが、関東では「関係機関の取り組み」が高くなっているのに対し、北海道では「関係機関の取り組み」も低く、「農業者の取り組み」が高くなっているのが注目される。第2-(3)-8表で人口との関連でみると、人口規模中庸の市町村では活気のある要因に国の施策をあげる市町村が多く、人口の多い市町村では活気のある要因に国の施策をあげる市町村が少ない傾向がみえる。

4) 強化したい農業関係対策

第2-(4)-1表は、「当面、貴市町村で最も

強化したいと考えている農業関係対策はどれですか」と質問した結果である。農業基盤整備、生活環境整備、人材の育成確保がほぼ同程度で並んだ。農業地域類型別には、都市的地域で生活環境整備よりも農業基盤整備の方が上回った。都市的地域ではある程度生活基盤整備が進んでいるとみてよいであろう。また、山間農業地域では農業基盤整備を生活環境整備が上回り、人材の育成確保は更に高かった。農地の流動化は都市的地域から平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域と進むほどに少なくなり、逆に、技術・加工・流通は高くなる。都市的地域から山間農業地域へ進むほどに土地条件を含む地理的条件が悪くなっていることを反映していると考えられる。なお、農地の荒廃防止は、山間農業地域と都市的地域で高い。

人材は育つものであって育てるものでないとすれば、市町村の「人材の育成確保」に対する期待は大き過ぎるということになるのではなかろうか。農業地域類型区分別にみると、都市から中間農業地域までは農業基盤整備を強化したいとする市町村がトップであるが、山間農業地域では人材の育成強化がトップで農業基盤整備はトップとは水をあけられて3位に甘んじている。これは、山間農業地域では地形的又は経済的に農業基盤整備が困難な地域が多いということを物語っていよう。だから、どうしても人材の育成確保や技術・加工・流通への期待が高くなるのである。技術・加工・流通も、人材の育成確保と同様、取り組みやすくはあるが成果の保証がない対策であるところに問題解決の困難さがうかがえる。

農山漁村活力分析指標とクロスしてみると、農業基盤整備や農地の荒廃防止を強化したい対策にあげている市町村は、指標が高い市町村、すなわち現状が十分である市町村が少なく、指標が低い市町村が多い（第2-(4)-2表）。従って中山間地域にも種々あって、これまで生産や生活の基盤整備の進んでいない

（従って農業生産指数の低い）市町村では投資意欲が強いと考えてよいであろう。

この質問でも「その他」の回答が77市町村に及んでいるが、これは単一回答の質問としたためである。「その他」の具体的内容については、一つには絞りきれないと記入した市町村が多かった。なお、「特に考えていない」という市町村は、活性化への意欲の乏しい市町村であると考えられる。この回答を選んだ市町村が、数は少ないが19市町村あった。この19市町村は、第2-(4)-1表でみたように都市的地域と山間農業地域に多いが、四国、九州及び沖縄県の市町村は含まれていない。

19市町村に、市町村長の年齢及び在職年数との関係は認められないが、振興山村に指定されている市町村はわずか3町村、過疎地域指定市町村は4市町村にとどまる。そこで強化したい農業対策別に市町村農業の活気についての評価をみると、第2-(4)-3表のように、活気があると回答した市町村はなく、15市町村が活気がないと考えている。なお、この15市町村は国に対する不満が多いのではないかと考えて、15市町村について活気がない原因を調べてみたが、国の政策の貧困をあげている市町村はなかった。

また、強化したい農業関連対策の中で技術・加工・流通をあげた市町村は8.6%にとどまるが、強化したい農業関連対策ごとに市町村農業の活気についての評価をみると、技術・加工・流通を選んだ市町村では活気がある市町村が30.7%と比較的高い割合を占めている。

市町村農業が活気がある又は平均的と答えた市町村にその要因を聞いたところ、既に述べたように、国の施策をあげた市町村が多かった。活気の要因別に当面強化したい農業対策をみると、第2-(4)-4表にみるように、国の施策をあげている市町村では比較的生活環境整備を考えている市町村が多く、農地の荒廃防止をあげている市町村が少ない。

5) 市町村職員に対する評価

市町村職員に対する評価を「充実している」、「力の未発揮」、「能力に問題」、「人数に問題」、「人数・能力に問題」及び「その他」の中から1つ選択してもらった(第2-(5)-1表)。農業地域類型別にはさしたる傾向はみえないが、あえていえば都市的地域及び平地農業地域の市町村長に比べ、山間農業地域の市町村長の満足度が低いと言えよう。

設問者としては、組織に属する者を評価する際には、個人の能力ばかりでなく、管理者自身による体制作りが問われる必要があると考え、体制を代表するものとして「人数」をあげた。そうした観点から同表をみると、体制を問題にする「人数に問題」及び「力の未発揮」の回答が多く、能力を問題にする「能力に問題」及び「人数・能力に問題」の回答が少ないことが注目される。そうした中で山間農業地域の市町村では、他の地域に比べ「人数・能力に問題」が多い。

職員に対する能力評価と市町村農業の活気に関する評価とは、一定の関係が認められる(表2-(5)-2表)。この表にみるように、市町村農業に活気があると考えている市町村長は、職員の評価が高いのである。逆に、市町村農業に活気がないと考えている市町村長は、職員の評価が低い。このことは、表を「充実している」とそれ以外に区分して見ることでわかる。この表を見て興味深いのは、市町村長は「能力」に問題があるという評価をしたがらない傾向があることである。また、「力の未発揮」とか「人数に問題」という選択肢は、責任の相当部分が市町村長にあるという見方も可能な選択肢であるが、それらを選択した市町村長が過半数を超えていることも注目される。

「人数・能力に問題」がある市町村で活気のない市町村123について、その属性を精査してみた(第2-(5)-3表)。農業地域類型別には、都市的地域(25市町村)、平地農業地域

(11)、中間農業地域(32)、山間農業地域(55)で、その割合は20.3%、8.9%、26.0%及び44.7%と、活気がないとした市町村628の農業地域類型別割合(18.8%、9.9%、31.3%及び39.9%)に類似している。

123市町村の特徴を、都市的地域に所在する25市町村についてみると、面積が小さく人口密度が高い。6区分で面積最小、かつ、人口密度最高に分類される市町村が20(80%)存在する。25市町村は、人口はそこそこに多いが面積が小さく、農業関係では十分な体制の整備ができないと考えられる。山間農業地域に所在する55市町村についてみると、46市町村(83.6%)が過疎地域である。また、69.1%(38市町村)が人口密度6区分で最低に分類される。

3. 合併の評価

1) 合併の経験

戦後昭和28年の町村合併促進法を皮切りに市町村合併が進められてきたが、合併の進行度合いは都道府県別の差が大きい(第3-(1)-1表)。この表は、アンケート回答結果の集計であり、合併前の市町村数はわからないが、合併前の市町村数で計算すれば、格差はさらに拡大することになる。表のうち、合併の経験がある市町村数割合が10%台は沖縄県であり、20%台は北海道であり、それぞれの特長条件がある。また、30%台は東京都、鹿児島県及び宮崎県であり、主として地理的条件の悪さがこうした低い合併率の原因になっていると考えられる。

合併の経験がある市町村ほど人口は多い(第3-(1)-2表)が、面積では単純にはいえない。合併経験のない市町村数は、面積が小さい市町村に多いが、面積が大きい市町村でも合併を経験していない市町村数割合はかなり高い(第3-(1)-3表)。

農業地域別に戦後の市町村合併の有無をき

いたところ、第3-(1)-4-①表にみるように7割近くの市町村が合併の経験があるなかで、山間農業地域では合併を経験していない市町村が多い。地域指定との関係を見ると、全域特定農山村地域では未合併市町村が31.6%であるのに対し、過疎地域では42.9%、全域振興山村では63.3%で280市町村ある。全域振興山村であって未合併の市町村は、市町村面積の大きい市町村であり、280市町村の82.5%までが平均以上の市町村面積を有している。すなわち、未合併市町村の中には、面積が大きい、林野率が高いため、合併しても効率性の向上につながらない市町村が多数あると考えられる。

なお、市と町村別に区分してみると、市の合併経験率が高い(86.3%)のは当然であるが、町村でも64.6%に達している。これを農業地域類型別にみると、都市的地域における町村の未合併率が高い(第3-(1)-4-②表)。

市町村の面積は、既に見たところであるが(第2-(1)-2-①及び②表参照)、市町村の面積が小さいということは、合併に関して合併促進的な条件であり、逆は合併阻害的な条件であると考えられる。こうしたことからみて、都市的地域の市町村は合併をする必要がなかったから合併しなかった市町村が多いのに対し、山間農業地域の市町村には、人口に比べて面積が大きくなりすぎて、合併が困難だった市町村が多かったと推測される。

合併の有無と市町村農業の活気についての評価との関係を見ると、合併経験がない市町村では活気のない市町村が多い傾向にある(第3-(1)-5表)。また、強化したい農業対策との関係では、合併経験のない市町村では農業基盤整備及び生活環境整備をあげる市町村が少ない傾向がみえる(第3-(1)-6表)。また、職員に対する評価も低い傾向がうかがえる(第3-(1)-7表)。

合併の農林業への影響については、全体の

56%までが合併は「農林業振興に有益」だったとしているが、農業地域別にみると山間農業地域では45.6%で最も低く、次いで都市的地域が53.5%で、平地農業地域が67.1%と高かった(第3-(1)-8表)。

次に、合併しなかった市町村に同様の選択肢で質問したところ、合併と「農林業振興と無関係」であるとする市町村が60.2%を占め、無合併が「農林業に有益」だったとする回答は14.6%にとどまった(第3-(1)-9表)。

2) 今後の合併の評価

このアンケート調査を行った時期は、平成6年10月であるから、市町村の合併の特例に関する法律の失効を半年後に控えた微妙な時期であった。市町村が合併に関してどのような意向を持っているかについては、自治省行政局で設置した「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」(座長：成田頼明横浜国立大学名誉教授)が平成5年度に行ったアンケート調査がある。このアンケート調査によれば、合併が必要でないと回答した市町村は、全市町村のうち70.6%にのぼった(第3-(2)-1表)。この調査は回収率99.4%とアンケート調査としては異常に高い回収率を示していることから、回答にはバイアスがかかっている心配がある。また、設問が「貴市町村の実情等を踏まえて」の「合併の必要性」を問うものであったことも、合併に後ろ向きの回答を増加させたおそれがある。

そこで当所の今回の調査においては、「合併の必要性」ではなく、合併が望ましいか・望ましくないかを聞いてみた。その結果、望ましくないとする市町村は52.0%に減少した。このうち、規模が大きいと考えられる市を除き、町村だけをとってみると、57.2%の町村が合併は望ましくないとしている(第3-(2)-2表)。また、これを農業地域類型別にみると、第3-(2)-3-①表の通り、山間農業地域においては合併は望ましくないとする町

村が67.2%を占める。しかも、離島などを別にすれば、合併して効率化の図られやすい面積の小さな町村は、先にみたように（第2-（1）-2-②表参照）、山間農業地域市町村では3.3%に過ぎない。また、この3.3%の20市町村は、全市町村が農業の条件不利地域である特定農山地域に指定されていた。

今回の調査によって合併に否定的な市町村の割合は減少したとはいえるものの、まだ過半数を超えている。しかも、市と町村にわけると町村の方が否定的であり（第3-（2）-3-②及び③表）、人口別にわけても人口が少なくなるほど合併に否定的である（第3-（2）-4表）。

市町村行政の効率化等を進めるため、市町村合併を推進することは必要であると考えられる。しかし、こうした現状からみて、それは「自主合併」の範囲にとどめられることが適当である。他方、多くの合併阻害要因をかかえた市町村について、行政の効率化等をするようにして図るかが大きな課題となる。

なお、市町村合併と農協合併の関係をみると、第3-（2）-5表でみるように、農協の区域が市町村の区域と一致している市町村が市町村合併に最も消極的である。市町村では、市町村の区域と農協の区域は一致していることが望ましいとする傾向があると考え、この表は理解しやすい。農協合併への対処方針との関係では、農協合併に積極的な市町村ほど、市町村合併にも前向きであると考えられる（第3-（2）-6表）。

広域的機関の設置との関係では、設置している市町村では合併が望ましいとする市町村が多く、設置していない市町村では望ましくないとする市町村が多い（第3-（2）-7表）。また、都道府県の出先機関との連携の関係をみると、市町村長が出先を頼りにしている市町村では合併を望ましくないとし、頼りにしていない市町村では望ましいとする傾向がみえる（第3-（2）-8表）。

合併の経験のある市町村では合併を望ましいと考える市町村が多く、逆に、合併を望ましくないとする市町村が少ない。他方、合併の経験のない市町村では逆である（第3-（2）-9-①表）。これを市と町村に区分してみると、市では合併経験がある市と合併経験がない市とで合併に対する評価は差が大きく開くのに対し、町村では差の開きが小さい（第3-（2）-9-②及び③表）。

表は掲げないが、市町村長の年齢と合併が望ましいかどうかの評価とはほとんど関連がみられない。これに対して、市町村の在職年数と合併の評価には、わずかではあるが、3期目の市町村長に合併が望ましいとする者が多い傾向がみられる（第3-（2）-10表）。

3）合併に関する評価の理由

合併を望ましいとする市町村に、合併を望ましいと考えた理由についてたずねた。理由といっても合併を望ましいと考えた理由であるから、合併に何を期待しているかを物語ることになる。全体としては、「地域整備等の効率化」が最も多かった。これを合併の経験があるかどうかで区分してみると、第3-（3）-1表の通りとなる。合併の経験のない市町村の方が合併の経験のある市町村に比べて、わずかではあるが、「財政基盤の強化」「行政等の効率化」に期待が高く、「地域整備等の効率化」「生活と行政圏の一致」は相対的に期待が低い。このことから、市町村合併の効果は、期待としては「財政基盤の強化」や「行政等の効率化」のような抽象的表現になるが、実感としては「地域整備」や人の動きとして感じられていると推測できる。

なお、自主合併研究委員会によるアンケート調査では、合併を必要であると答えた理由について八つの選択肢を用意し、多岐（3つ以内）選択させた。同調査でも最も多い理由は「地域の一体的整備を行うことができる」（回答全選択肢数に占める割合は23.4%）であった。

次に、合併を望ましくないと考えた理由についてみる。調査前の予想では合併自体の問題（すなわち、地域格差の拡大、コミュニティに問題、行政サービスの低下）をあげる回答が圧倒的に多いと予想していたが、合併以外の方法により活性化を図るべきであるとする回答が44.6%を占めた。このことは、市町村農業に活気があると考えているか活気がないと考えているかに関わりない（第3-（3）-2表）。また、合併経験の有無にも関係しない（第3-（3）-3表）。注目されるのは、強化したい農業対策とクロスしてみると、「他の方法で活性化」をあげている市町村には、「人材の育成確保」をあげている市町村が多いことである（第3-（3）-4表）。確かに人材の育成はあらゆる問題に関してキーポイントになるのであるが、しかし、人材の育成ほど難しいことはないということも事実であろう。

自主合併研究委員会アンケートは、合併が必要ないとした理由についても八つの選択肢を設けて多岐選択させている。今回のアンケートの「合併以外の方法により活性化を図るべきである」は、自主合併研究委員会アンケート調査の「広域行政圏施策を活用することにより地域の活性化を図ることができる」と「既存の地域特例法等の特例を活用することにより地域の活性化を図ることができる」を参考にしながら、それらを包含して作成した選択肢であった。自主合併研究委員会アンケートでこれらの選択肢を選ぶ回答が少なかった（全選択肢数に占める割合は、それぞれ13.5%、4.1%）。これに対して今回の調査では、合併以外の方法を選んだ市町村が多かった。この中には広域市町村圏施策等を念頭においた回答もあったであろうが、そうではない市町村もあると考えられる。

見やすくするために、合併自体の問題点をあげた理由と「他の方法で活性化」に区分して、農山漁村活力分析指標との関係を見ると（第3-（3）-5表）、「他の方法で活性化」を選

んだ市町村には相対的に指数の高い市町村が多い。合併に代わる手段ではなく「活性化」を図る手段として「合併以外の方法」を選んだ市町村があったのではないかと考えられる。

4）広域的機関の設置

問6で「最近、中国・四国地方などで、農業振興、農村・都市交流、生活環境改善等によって地域を活性化するために、数市町村にまたがって、一部事務組合、第3セクターなどを設置する例が増大しております。貴市町村が加わって、そうした機関を設置している例があるかどうかについて伺います」ときいた。これは中国四国農政局が『平成5年度中国四国農業情勢報告』の第II部において「中山間地域における広域的取り組みの現状と課題」を特集したことにヒントを得て、項目に入れたものである。なお、広域的機関のイメージは、明確にしていない。

農業振興等のための広域的機関を設置している市町村は55.5%に及ぶが、都市的地域ではやや割合が低い（第3-（4）-1表）。市町村合併の評価との関連をみると、合併が望ましいとする市町村での設置割合がやや高い傾向がみられる（第3-（4）-2表）。広域的機関に関する評価をみると、現在効果をあげているとする市町村が多いが、現在の評価は都市的地域で高い傾向がみられる（第3-（4）-3表）。一方、現在は広域的機関を設置していない市町村では約半数が「状況をみていずれ設置することになると考える」としているが、都市的地域ではその割合がやや低い傾向がみられる（第3-（4）-4表）。

5）都道府県の出先機関との連携

市町村と都道府県の農林水産関係の出先機関との連携状況をたずねた。45.1%の市町村が「十分頼りになる出先機関であるので、連携をとり、頼りにしている」とし、「権限又は能力等に問題があり、頼りにならない」はわずか1.8%にとどまった（第3-（5）-1表）。

都道府県の出先機関に対する信頼度は、山

間農業地域の市町村で最も低く、中間農業地域、平地農業地域、都市的地域の順に高くなっているが、その差はさほど大きくはない。市と町村では全く差異が認められないが、特定農山村地域に全域指定されている市町村で低く、全く指定されていない市町村ではやや高い。また、人口規模別でみても人口規模の小さい市町村でわずかに信頼度が低い傾向が認められる。おそらくこれは、都道府県の出先機関がどちらかといえば都市的地域におかれていること、人口の多い市町村の方が市町村の体制が整っていると考えられることなどによるものであろう。

都道府県の出先機関に対する信頼度は、市町村長の属性、すなわち市町村長の年齢別又は在職年数別にみても一定の傾向は認められなかった。また、市町村がどのような農業対策を強化しようとしているか、合併の経験の有無、合併に対する意見についても顕著な関連は見受けられなかった。

大きな差が認められたのは、都道府県ごとである。「十分頼りになる出先機関であるので、連携をとり、頼りにしている」と回答した市町村が60%を上回った都道府県は、埼玉県、石川県、大阪府、和歌山県及び宮崎県であり、逆に30%を下回ったところが2都道府県、30%台のところは12都道府県あった。多くの都道府県では、その手段、方法は明確ではないが、出先機関の信頼を増進するために、更に努力する必要がある。

4. 農林漁業団体

1) 農協

農協の区域は市町村からみても農協の区域であるから、例えば1市の区域の一部と2町村の全部を区域とする農協がある場合には、市からの回答は「市町村の区域より小（複数農協がある）」になるし、2町村からの回答は「市町村の区域より大」となる。農協の区域

は、都道府県別の格差が甚だしい(第4-(1)-1表)。従って、農協の区域はそれぞれの都道府県の伝統に左右されている面が大きいと考えられる。概して言えば、都道府県別の格差は大きいですが、農協合併も西から進行してきている傾向がうかがえる。

都道府県別の格差に比べれば違いは小さいが、都市的地域に比べて中山間地域の方が市町村区域を超える農協が多い(第4-(1)-2表)。中山間地域市町村の方がその他の市町村に比べて面積は大きいことから(第2-(1)-2表参照)、中山間地域市町村に所在する農協は一般に合併努力を行っていると考えられる。山間地域市町村は合併を経験していない市町村が多い(第3-(1)-4表参照)こととあわせ考えると(すなわち自然条件的には山間農業地域市町村には合併が行い難い条件があると考えられる)、農協は経済団体であり、地方自治体の基本組織である市町村とは違うことが現われていると考えられる。なお、経済団体として当然のことであろうが、市町村面積が小さい場合に市町村区域よりも大きい農協が多い(第4-(1)-3表)。

農協の広域合併が進められているが、市町村の考え方では、農協の区域が大きい方がよいと言いきる市町村は24.3%に過ぎない(第4-(1)-4表)。特に注目されるのは、市町村より大きい農協の区域の中にある市町村の33.7%が農協と市町村の区域は同一が望ましいとし、農協の区域が大きい方がよいと現状肯定の市町村が26.9%にとどまっていることである。

農協合併の動向と市町村の対処方針にも、都道府県別の格差が著しい(第4-(1)-5表)。これには都道府県別の農協合併の進捗状況が反映していることはもちろんであるが、同じように広域合併が進捗していない都道府県の間でも、農協合併の動きを支援しているか、支援していないかに関して大きな格差がある。農協の性格をどう考えるかという問題

はあるにせよ、経済行政としてはあまりに激しい都道府県間格差は望ましいとは言えないのではなからうか。

農協合併の動きはかなり顕著であるが、農協合併の動きがあると認識している市町村の半分以上で「合併の動きはあるが、特に支援していない」とし、農協の動きと市町村の意向にミスマッチのあることがうかがわれる(第4-(1)-6表)。このミスマッチは、農協の区域が市町村の区域と一致している場合と市町村の区域より広い場合に甚だしく、農協の区域が市町村の区域より狭い場合はミスマッチの度合いが小さい。

市町村合併に対する意見と望ましい農協の区域との間には特別の関係は認められない。しかし、市町村合併を望ましいとする市町村は、農協合併の動きに対しても前向きの傾向が見受けられる(第4-(1)-7表)。

2) 森林組合

農業地域類型別の森林組合の存在形態は、第4-(2)-1表の通りである。山間農業地域にはほとんど森林組合があるし、都市的地域の大半の市町村には森林組合はない。この表を森林組合がある市町村について整理したが、第4-(2)-2表である。市町村区域より小さい森林組合は少なく、農協に比べて森林組合の区域の方が大きい。市町村区域以下の森林組合と市町村区域を超える森林組合とを対比してみると、都市的地域と山間農業地域では市町村区域を超える森林組合(正確には森林組合の区域内市町村)が少ないのに対して、平地農業地域及び中間農業地域では市町村区域を超える森林組合が多い。多くの市町村で山の尾根が市町村界になっていること、山間農業地域の土地面積は広く従って森林面積も大きいこと、森林組合は農協に比べて行政とのつながりが密接であることなどが関係しているのではなからうか。

なお、森林組合についても、森林組合の有無、区域の広狭に関して都道府県別の格差が

大きい(第4-(2)-3表)。

森林組合と農協に関しては、組合員資格が異なること等の相違があるが、多くの森林組合において森林組合の組合員は農協の組合員でもあるという実態にある。こうした実態、さらには森林組合では信用事業を行えないこと等を踏まえ、一部には森林組合と農協との合併の道を開くべきだとする意見も根強い。こうした意見を踏まえて、森林組合がある市町村に限って森林組合と農協の異業種合併に関して聞いてみた。集計に当たっては森林組合の存在しない市町村は除外した。調査の結果、反対論が24.3%で、消極的賛成を含めれば賛成論が70.8%を占めた(第4-(2)-4表)。なお、農業地域別には特段の傾向はみられないが、農協合併に対する態度とは共通するものがあるようである。

森林組合の区域と異業種合併への態度との関係を見ると第4-(2)-5表の通りであり、森林組合の区域による特段の差異は認められない。また、異業種合併への態度と市町村合併の評価との関係を見ると、第4-(2)-6表の通り、異業種合併に積極的な市町村の方が市町村合併にも前向きである。

3) 漁協

漁協の有無等を都道府県別に集計したのが第4-(3)-1表である。なお、この集計に当たっては、内水面漁協について回答してきたと考えられる市町村については、「漁協はない」に区分した。この表をみて明らかにように、市町村別にみると海面漁協のある市町村は全市町村の3分の1程度である。半数以上の市町村に海面漁協がある都道府県は、石川県、三重県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、鹿児島県及び沖縄県の9県に過ぎない。こうした漁業の地理的特殊性は、漁業行政のあり方にも影響を与えていると考えられる。

漁協の有無及び区域を市と町村に区分してみると、第4-(3)-2表の通りである。この

表から「漁協はない」市町村を除いて計算してみると、町村では漁協の区域が市町村の区域より広い町村が18.5%、町村区域と一致するものが52.7%と併せて70%を超えるが、市でもその割合が46.5%になる。第4-(3)-3表にみるように、漁協の区域が市町村区域より小さい場合には市町村合併を経験した市町村が多い。従って、市町村合併の進捗通りには漁協の合併は進んでいない傾向がみえる。

漁協の合併についての市町村の対処方針をみると、第4-(3)-4表の通りである。漁協の場合には、合併の動きがある市町村数(296)よりも合併の動きのない市町村数(425)の方が多い(農協の場合には1,368対251で合併の動きのある市町村が圧倒的に多い)。農協も漁協も合併運動を進めているが、漁協の場合には浸透度合いが低いと考えられる。しかし、農協や漁協合併の動きがあると認識している市町村についてだけみると、漁協合併を支援している市町村は3分の2を超えている(農協場合は半数以上が合併を支援していない)。農協合併に比べて漁協合併の方が市町村とのミスマッチが少ない傾向がうかがえる。

なお、農協の場合には、「合併の動きはないが、合併を進めるべきである」と考えている市町村は5.1%に過ぎなかったが、漁協では20.1%に及んでいる。なお、合併推進派の市町村が合併反対派の市町村と拮抗している状況は、農協の場合と同様である。

5. 市町村長の意見

(1) 意見の概要

1) 意見のある市町村の特徴

アンケート調査においては、調査表の最後に「農林漁業施策について、ご意見等がありましたらお書き下さい」と付して自由記入欄を設けておいた。20.6%に当たる543市町村から意見等をいただいた。意見等の記入がどのような傾向を持つ市町村で行われたかをみ

ておきたい。

第5-(1)-1表は農業地帯区分別である。南九州で意見を書き込んだ市町村割合が高く、南関東では低い。

第5-(1)-2表は農業地域類型別である。山間農業地域で高く、都市的地域で低い。回収率では、都市的地域、平地農業地域及び中間農業地域に目立った差はなかったが、意見に関しては明らかに都市的地域で少ない。

同程度の差であり、繁雑を避けるため表は掲げないが、次のような傾向がみられる。振興山村指定区分別には、全域指定市町村で高く、指定のない市町村で低い。特定農山村地域指定、過疎地域指定でも同様の傾向がうかがえる。市と町村の別では、町村で高く、市では低い。市町村長の年齢別には、若年層ほど高く、高齢層では低い傾向がありそうである。

市町村長の在職年齢別には、2期目の市町村長で高い傾向があるとみてよいであろう。市町村農業の活気の有無別では、平均的と答えた市町村でやや低い傾向がありそうである。強化したい農業対策別には、「農地の流動化」をあげた市町村で低い。なお、一般に、選択肢の中で「その他」を選択している市町村では意見を書き込む市町村割合が高いと考えてよさそうである。市町村合併の有無、合併の評価に関しては顕著な傾向は認められないようである。

第5-(1)-3表は都道府県出先機関との連携別にみたものであるが、出先機関を頼りにしている市町村ほど意見のある割合が低い。

2) 意見の内容

第5-(2)-1表は、主な用語の出現頻度を調べたものである。その用語の使われた意見数で表示してある。表にみるように、中山間(うち山間のみ使用した市町村11及び過疎のみ使用に市町村13を含む)が114件の意見に登場している。以下、国土(自然を含む)51件、農地が57件、後継者(担い手を含む)が

51件、基盤整備（土地改良、農道、農業用水、水利事業、下水道等を含む）が53件、補助が69件、農協が36件である。また、表の脚注に記しておいたが、ラウンドが21件、（農地などの）荒廃が18件、高齢が16件である。更に、「過疎」が21件で使用されており、そのうち9件は（中）山間と同時に使用されている。なお、この他に目立った用語として、森林（山林）交付税（金）という用語があり、11市町村の意見に登場している。

地域別には、「中山間」を除けば分析するほどの使用頻度になっていないが、中山間については山陰での使用頻度割合が高い。地域性という観点では、負債という用語が北海道で集中的（5件）に使用されている（他では青森県で1件登場するに過ぎない）。また、自給という用語も11件中、5件が北海道で使用されている。「中山間」が1件しか使用されていないことと併せて、北海道では問題が全国的な需給に大きく左右される経営問題として出ていることがうかがわれる。

(2) 代表的意見の紹介

市町村からの543件の意見について、全てを紹介するわけにはいかないので、可能な限り重複を避け、かつ、できるだけ多くの意見を別紙2（稿末）に収録した。従って、どちらかと言えば、意見の件数的な重み付けは無視されていることになるが、かなり重複もある。以下では、私見をまじえながら、代表的意見を紹介したい。

1) 農政の基本に関連して

農政や農業の基本的な方向に関しては、国の基本と位置づけるべしとの意見が根強い（1-1）。その際農政に対置して考えられるのは、都市政策や工業政策である（1-2）。こうした意見の背後にある考え方は、農業や農林水産業を単に経済問題としてみるのではなく、社会問題として、又は歴史、文化、生活等の観点からみる考え方である（1-3）。

また、この同一線上にある意見として、国土、環境を大切に作る観点から、農業の維持存続や保護を主張する意見がある（1-4）。平成4年に公表された「新政策」においては、農政を都市政策や工業政策と対置する関係ではみないが、国土、環境、文化、伝統、生活等を重視する点においてこれらの意見と軌を一にしている面がある。

しかし、今後の方針に関しては、国の政策を問題視する意見も多い（1-5）。中山間地域を中心に、小農や兼業農家を大切にすべしとする意見も根強いし、食料自給率の明示を求め、あるいは具体的に食料自給率を掲げる意見もみえる。「新政策」においては、「食料自給率の低下傾向に歯止めをかけていくことが基本」としていることは周知の通りである。

もちろん、都市と農村の交流を求め、農村を魅力ある地域とする方向を求めている市町村もあり（1-6）、また、体験学習や青少年教育、高齢者介護等に言及する意見もある（1-7）。

こうした基本認識に基づき、農村を変えていくために、財政投資、税制改正等を求める意見も根強い（1-8）。

他方、農業に対する保護の根拠に、産業としての農業の特殊性を持ち出す意見もある（1-9）。また、数は多くないが、産業として農業をみる観点から、税金も払えないような農林漁業ならやめた方がよいとする激しい意見もあった（1-10）。

2) ウルグアイ・ラウンド農業合意に関連して

このアンケート調査は、平成6年10月に行われた。この時点では、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の内容は明らかになっていなかったが、それに対する国内対策は必ずしも明らかになっていなかった。意見のなかで「ラウンド」という用語を使用している意見は、前述のように21件であった。

状況を典型的に反映している意見は、農林

水産業の先行きが不透明である、あるいは明るい展望が開けないとする意見である（2-1）。そうした意見は、北海道など農業が盛んな地域で多いように思われるが、何も北海道に限ったことではない。しかも中山間地域を中心に、先行きの不透明感に加え、高齢化、人口減（担い手不足）などの苦悩を抱えている。また、集落営農への意欲の減退を指摘する意見もある（2-2）。

ウルグアイ・ラウンド農業合意対策についての市町村長の要望を要約すれば、展望が開け地方自治体の納得できる対策ということになろう（2-3）。中には、ストレートに価格支持対策を求める意見もある（2-4①）が、問題が国際貿易の拡大路線の中から出ている問題だけに、政策としては、従来ベースの政策である価格支持の強化という方向をとることは難しいはずである。そこで、何らかの形で所得を保障する方向に向かわざるを得ず、デカップリングを求める意見になっていると考えられるが、そのことは中山間地域問題と関連するので後述しよう。

ウルグアイ・ラウンドに関連して、米は自由に作らせて余るなら輸出を検討せよという意見、輸出には言及せず米を自由に作らせよという意見があった（2-4②、③）。また、具体的内容は明らかでないが、大規模農家の出来ない農業を求める意見もあった（2-4④）。

平地農業地域等で最も多い意見は、基盤整備の充実を求め、あるいは資材価格の引き下げを求める意見であろう（2-5）。ウルグアイ・ラウンド農業合意といっても、地域や農業者にとっては外的条件の一つである（もちろん厳しい条件ではあるが）。従って、「6）事業実施に関連して」にまとめた意見をはじめ、全体意見をよく読んでいただく必要がある。

そうした意見の一つであり、地域的にはほぼ北海道に限定されているのであるが、実際

には都府県にもみられる大きな問題として負債問題がある（2-6）。負債問題が北海道で声高に叫ばれるのは、それが北海道では単に経営の問題ではなく、地域全体の問題になっているからであり、負債累増の経緯からみても、単なる経営問題として放っておくわけにはいかないからであると考えられる。そうした負債は、これからの生き残り競争に最初から重荷を背負わせるものであり、中山間地域問題と同様に、何らかの対策を講じるべき問題であろう。もちろん、中山間地域問題と同様、その解決は現に効率性において劣るものを救うという側面があるが故に大変難しい。平成7年度からのウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策としても、負債対策は盛り込まれているのであるが、農産物価格はおしなべて低落傾向にあるので、こうした負債対策が効果を発揮する条件は必ずしも整っているとは言いがたい。市町村長が負債対策を求めるということは、負債に苦しむ農家が1戸や2戸ではないということであろう。そうした農家は非効率な経営として倒産処理などができない状況にあり、そうした処理をすれば近隣の農家が多大の迷惑を被る実態があるであろうことが予想される。

3）地方分権に関連して

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入、貿易拡大の方向等の動きの中で、国内的には政党の再編、地方分権などの動きが進み、又は進もうとしている。そうした中で市町村長は、農林業振興を行政、すなわち市町村が担わなければならないと感じているようである。もちろんこの場合、市町村が担う役割の多くは、従来農協が担っていた役割であると考えられる（3-1）。

市町村と農協の組織、機能等の違いから、農協の指導体制の強化を求める意見も根強い（3-2）が、地方に権限と財源を下ろせという意見は更に強いように考えられる（3-3）。ただし、具体的にどうして欲しいかに

関しては必ずしも明確ではない。農地法の問題をあげる意見もある（後述の「7）組織・制度に関連して」参照）が、それとても具体的内容は明確ではない。農林行政が、主として権限ではなくて予算によって行われていることを反映し、補助金の仕組み、執行方法に関する意見が多い。

こうした意見が多い背景には、市町村が補助事業の事業主体になっているケースが増え、国土や環境保全などの観点から市町村への期待が高まっていることがあると考えられる。意見の多くは、補助事業の執行方法に関連しているが、市町村の負担軽減を要請するもの（3-4）、関係各省の連携を要請するものもある（3-5）。

補助事業の執行方法に関して、表現方法はそれぞれであるが、共通しているのは、市町村の自由度を大きくして欲しいという要請であろう（3-6）。一見理解し難いのは、補助事業について「市町村に権限を与えて欲しい」とか「補助金を地方交付税の算定方式に改めて」欲しいとかいう意見であろう。補助金として支出されるお金の性格を踏まえ、こうした意見に反論することはたやすいであろうが、それでは市町村の意見の本旨を理解したことにはならない。

国が支出するお金に関して「市町村に権限を与え」又は「地方交付税の算定方式に改め」と仮定した場合に、最も大きく変わるのは、会計検査であると考えられる。地方交付税として交付された市町村の支出は原則として市町村自身による監査しか行われないのに、補助金として交付された支出は、会計検査院の会計検査にかけられるからである。税金を使用するのであるから、その執行が適正でなければならないのはいうまでもないが、こうした意見がでてきている背景に、会計検査と地方公共団体の監査委員会の監査との間に大きな開きがあることがないであろうか。

食料の確保や国土・自然環境の保全など農

林業の役割を国土全体のバランスをみながら全うしていくためには、補助金等の国庫支出金も不可欠である。そうした国庫支出金をより効率的に使うためには、もっと地方に責任（権限）を持たせる必要があるのではなかろうか。

4）中山間地域対策に関連して

このアンケート調査が「中山間活性化プロ」の一環として行われたこともあって、中山間地域問題に関しては沢山の意見が寄せられた。中山間地域において担い手が不足し、農地が荒廃しようとしている現状を踏まえ、多くの意見が対策を求めている。対策を求めず自らの進む方向を述べている意見もあるが、よくみれば農業には望みを託していない意見でもある（4-1）。以下では対策に焦点を当てて意見をみておこう。

中山間地域対策を求める意見の一つのタイプは、きめ細やかな対策を求める意見である（4-2）。一見すると何の変哲もない意見であるが、中山間地域を特別扱いして貰いたいというニュアンスが見え隠れしていると考えられる。同じことであるが、中山間地域の問題を強調する意見もある（4-3）。

こうした中山間地域を特別扱いする手法に関して具体的な提案をする意見が大変多い。具体的な提案の一つは、現行制度を前提として補助率の引き上げなどを求める意見である（4-4）。これらの意見の中には農家の負担軽減を理由にするものと市町村の財政負担を理由にするものがあるが、効果は大差ないであろう。既存の補助事業の補助率の引き上げは、直接農業者の収入を増やすことにはならない。EUにおいてデカップリングが行われていることなどを引き合いに出してデカップリングを求める意見も多い（4-5）。

担い手不足を問題にし、定住奨励金の交付を求める意見もある（4-6）。問題の深刻さを前に、市町村長も様々な模索をしている様子がうかがえる。また、こうした直接所得保

障的な施策ではなく、市町村への森林交付税の創設を求める意見も多い。森林交付税も中山間地域対策の一環をなすと考えられる。森林交付税の創設を要請する意見の中には、森林（山林）だけでなく農地を守ることも目的にしている意見がある（4-7）。森林と農地を守る人が同一人であることが多いことなどに着目した意見であると考えられる。

逆に、こうした中山間地域の特別扱いに不満を持つ意見もある（4-8）。都市農業を援助振興せよという意見は、必ずしも中山間地域対策に反対という意見ではないかもしれないが、明確に不満をもち意見もある。中山間地域の指定にもれた（おそらく特定農山村地域に該当しなかったということであろう）けれども、同等に扱えとする意見や制度の見直しを望む意見などである。都市近郊の充実が過疎の歯止めの役割を果たすという言い方の市町村もある。強烈なのは、特定農山村地域で過疎地域である町で、「基盤整備や近代化施設について高率の補助を行い、農業振興を図るべきで、所得補償方式やデカップリング等による農業生活保護論は支持しない」としている意見である。これは特異な意見であるが、こうした反対論があるということは、中山間地域対策の難しさを表していると考えられる。

なお、意見の中には、統計上の中間農業地域に区分されているだけで特定農山村地域でも振興山村でも過疎地域でもない市町村の意見（4-9①）や平地農業地域であり振興山村でも過疎地域でもないのに特定農山村地域であるというだけで中山間地域対策の充実を望む意見（4-9②）もあった。自らの市町村が特別な扱いを受ける前提で記入しているのであろう。対策の難しさだけでなく線引きの難しさを予想させる。

中山間地域対策に反対論があることや、対策ごとの地域区分の難しさを見越してのことであろうが、中山間地域における農業経営を

存続させる方法として第3セクターを模索する動きがあるように見受けられる。「農業公社により村中の営農」を行うとした場合において、赤字を地方公共団体が補填すれば、迂回した所得保障になると考えられる。

また、第3セクターなどに触れずに、所得保障を要望する意見もある。「現在の貨幣価値で農林漁業者にも一人当たり月額12万円以上貰える年金制度（厚生年金）が欲しい。この場合、雇主負担分は市町村負担としては如何か。農林業も公務だ」とする意見である（4-11）。デカップリング対策は国際的には受け入れられやすいものの、端的なデカップリング対策には国内的に根強い反対論があることを認識し、様々な観点からの対策を検討する必要があると考えられる。

なお、山間部の農業者には、鳥獣害に悩まされているものも多い（4-12）。地域的、断続的な問題であること、自然保護との関係が微妙であることなどから適切な対応策がとられていないのではないかと考えられるが、鳥獣害を災害と同様に考えるのではなく別な観点からの対応策が考えられないものであろうか。災害については、大規模で農産物需給に影響したり世論の同情をかうような場合に、手厚い対策が行われやすいと考えられるが、鳥獣害は局地的である。局地的ではあるが明らかに天災ではなく原因者がいる。原因者がいるが、原因者が特定できないか特定できても違法とはいいい難い行為によって生ずる公害の一種であると考えられる。こうした被害に対しては、地方公共団体が中心となって、十分な補償措置及び防止措置を講じるか、十分な措置を講じて受忍義務を課する必要があると考える。

5) 農業の担い手に関連して

農業基本法の自立経営、1970年代の中核農家、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者と、農政の大きな流れは規模拡大による経営の効率化を目指してきた。こうした方向

に沿ってさらに施策を推進すべきだとする意見もある(5-1)が、こうした意見は極めて少ない。機械化の進展した稲作などを中心に大規模経営が出現していることも事実であるが、市町村長の圧倒的多数の意見はこうした方向に批判的である。中山間地域の市町村における反対が特に強いように見受けられるが、都市的地域又は平地農業地域でも反対説が強い。

意見の中には、小規模、大規模の区分をせずに後継者対策を求める意見もある(5-2)が、零細又は兼業農家対策を求める意見が多い(5-3)。しかし、零細又は兼業農家対策を求める意見も、農地が拡大しない中で経営体の規模拡大を行えば農家戸数が減少すると問題点は指摘するものの、解決方向をみいだせないままである。

担い手問題が特に大きな問題となっているのは、過疎地域や中山間地域であるので、この問題の解決方法は自ずから類似してくる。また、農業であるからといって非効率な経営をいたずらに温存することはできない。そこで問題の解決方向は、「協業」「集団化」「公社」等へ集中することになる(5-4)。「協業」「集団化」等は基本法農政において推進してきた。「新政策」における法人化の推進の方向、市町村長の意見にみえる「公社」、「第3セクター」等は経営の効率化と零細兼業農家温存の要請との双方を満足させる案になる可能性がある。そうした組織の事業区域の条件の違いにより、国の援助措置に差を設けるのであれば、多くの関係者の納得を得られる可能性があると考えられる。

繰り返しになるが、担い手問題は中山間地域において集中的に現れていることもあって、担い手問題に関しては中山間地域問題に次いで市町村の財政負担に関する特例措置を求める意見が強い(5-5)。中には、担い手問題解決のために、専業農家を地方公務員にしてはどうかという激しい意見まである(5

-6)。

6) 事業実施に関連して

市町村長の意見は国に対する要望が多く、従って国の事業関連の意見が多い。この項では、これまで取り上げていなかった市町村の意見で、次に述べる組織・事業及び農協関連以外の意見を紹介する。

意見の多くは現状の事業実施に関する要望である。一つのタイプとしては、事務手続などに関する意見で、手続の簡素化、現地の声の反映、弾力的運用、事業のソフト部分とハード部分の統合などを求める意見である(6-1)。

具体的事業名として最も頻繁に登場するのが農業基盤整備事業である。市町村と最も係わりが深いからであろう。要望は、補助率のアップが最も目につくが、農家負担の引き下げ、自治体負担の交付税算入率の引き上げなどを求めるものもある(6-2)。そのほか、きめ細やかな配慮を求めたり、農業者の負担率を明示するものもある(6-3)。30aから50a程度の圃場整備も行えるはずであるが、その積極化を求める意見もある。

もちろん、生活環境整備の積極化を求める意見もあるが、注目されるのは果樹園の整備を求める意見のなかに「何らかの補償措置」を求める意見があったことである(6-4②)。果樹の場合は多年生の植物が植栽されているため、区画や道路を整備しながらの基盤整備が難しい実態にあることから、前向きの検討が望まれるところである。また、国営農用地開発事業を行っている市町村で作物の選定に困っている意見もあった(6-4③、④)。長い年月をかけて農用地開発を行っている間に、情勢が変化して困惑しているのであろうが、少なくとも実情を調査すべき意見であろう。

さらに、事業の実施に関連して、投資は効果を考えて行うべきだとする意見があった(6-5)。当然のことである。また、事業実施

方式に関連して、セット方式はやめて欲しいという意見があった(6-6)。この問題は、主として非公共事業に関して指摘されている問題なのであるが、一考を要する問題である。この問題は、例えば農業機械の導入に基盤整備がセットされている問題である。事業を企画予算化する国の側では、既に一般化している農業機械の導入だけを目的とする事業を創ることは難しい。仮に事業を創ったとしても予算が足りなくなって配分が出来ないし、そもそも農業機械などは過剰投資になりやすいからである。そこで容易に進展しない基盤整備とセットする方式が考えられたのであろうが、そのことは地域において既に基盤整備を済ませてしまった地区と、これから基盤整備を行う地区とに差をつけることになる。

非公共事業に関してもこれまで取り上げなかった種々の意見がある。キーワードを並べてみれば、農産物の改良、加工、畜産臭気対策、地域特産開発、野菜果樹葉草、馬に係る農業などである(6-7)。

なお、中山間地域を中心に、人材の養成、教育等を求める意見も多い(6-8)し、農地の荒廃防止策、農地の国による買い上げ等を提案する意見もあった(6-9)。

7) 組織・制度に関連して

この調査の主題の一つは、市町村組織のあり方を検討することにあるが、調査機関が農業総合研究所であったこともあり、自由記入欄に合併や市町村組織に関することを記入した意見は少なかった。既にみたように合併は望ましくないとする意見が過半数を占めているが、合併反対の意見を記入してきたものはなかった。市町村にとって、市町村合併はあまり身近な問題になっていないと考えられる。なお、合併は必要だが、国の大きな支援策が必要だとする意見が1件だけあった(7-1①)。ふるさと創世事業による各市町村への1億円交付などは、合併しなかったことによって地域への資金投入額を増加させた。こうし

たことからみても市町村合併促進法が、その目的を自主合併の推進に変えたのは、やむをえないことであつたであろう。なお、地域活性化に関して、市町村区域を超えた取り組みの必要性という意見もあった(7-1②)。

農業改良普及所に関しては、大型化の方向にあり、従って合併統合の方向にあるが、合併反対論の意見が出ている(7-2)。アンケート調査の直前に農業改良普及所は農業改良普及センターとなったところであるが、農業改良普及センターの合併反対論が出るということは、市町村に頼られているということの意味しよう。もちろん、多くの地域で農業者の減少と作物の多様化が進んでいるので、全国的には農業改良普及センターの合併統合はやむをえない方向であると考えられる。

市町村の組織に関しては、農業委員会不要論という意見もあった(7-3)。しかし、この意見も農地法第3条及び第5条の権限を市町村長に委譲することを提案しているのであつて、農地法のそれらの規定が不要であることを主張しているわけではない。この意見から、農業委員会は農地法の事務を処理するだけの機関になっている例があるのではないかと推定される。

現行の組織・制度に関係して最も意見の多かったのは、農地関係の制度である(7-4)。理由を明示せずには抜本改正を求めるもの、規制緩和の標的の代表例として農地法をあげるものなどがある。しかし、いずれも意見に具体性が欠けている。

8) 農協に関連して

今回のアンケート調査では、目新しい質問が一つあった。それは、森林組合の項で聞いた森林組合と農協との異業種合併に関する質問である。それに関連して、注目すべき意見があった。その一つは、農協合併の進め方と異業種合併の進め方とに関してである。周知の通り、現在、農協も森林組合もそれぞれの組織の合併を進めているところであるが、意

見はそれぞれの合併を進める前に、まず両者の合併を進めるべきだという意見である（８-１①）。確かに、一理ある意見であり、農協と森林組合の合併がそれぞれ別個に進行した後では、異業種合併は難しくなる可能性がある。ただ逆に、現在のように農協や森林組合の合併が急激に進んでいる段階では、異業種合併の必要性を強調することは、それぞれの団体の合併に水をさす意見となることもある。

注目すべき意見の二つ目は、設問は、農協と森組及び漁協の制度上の違いを十分踏まえて、組合員の重複の程度を考えて、農協と森組の異業種合併について聞いてみたのであるが、農協と森組だけでなく漁協も含めての一体的整備を主張する意見である（８-１②）。この意見で念頭においている漁協は、内水面漁協であるが、内水面漁協に関しては、海面漁協に比べて組合員の兼業化の進行度合いが著しいからであろう。

農協自体の合併に関しては、アンケートでは、農協「合併の動きはあるが、特に支援していない」が28.2%あったが、意見では農協合併への強烈的な反対論はなかった。なお、事実上倒産した農協の問題を、合併によって解決したいという意見があった（８-２①）。また、市町村行政との整合性のとり方について心配する意見があった（８-２②）。関係者は留意すべきであろう。

市町村の農協批判の代表は、資材購買に関するペーパーマージン批判である（８-３①）。営農指導の不足批判（８-３②③）の場合もそうであるが、実際に問題の事例の場合もあるであろうし、市町村長の理解不足の場合もあるであろう。いずれにせよ、こうした批判が少なくなるよう、農協関係者は更に努力が必要と考えられる。市町村長の中には、農協と手を結びつつ市町村農業を活性化しようという姿勢をもちながらも、農協との意思疎通がうまくいっていない例もあるようである（８-４）。

隣村農協との合併を主張した意見（８-２①）もそうであるが、全国には農協が実質上存在せず又は弱体で、その地域の農業者が実質上不利益を被っている事例があるのではないかと考えられる（８-５）。

９）森林林業に関連して

中山間活性化プロの一環としての調査ということもあってであろう。森林林業に関する意見も多かった。

日本が森林国であり、最大の森林所有者が林野庁であることは言うまでもないが、意見の中には、国有林野事業の活性化を求める意見があった（９-１①）。国有林野事業が大きな赤字をかかえて苦しんでいることは、周知の通りであり、国有林野率が高い市町村では、国有林に頼る以外に方法がないということであろう。山間農業地域における過疎問題の深刻さを浮き彫りにしている。そういう意味では、伐採跡地をどうするかという悩みをかかえている市町村（９-１②）はまだまだ恵まれているといえようが、そうした市町村でもこのまま推移すれば、問題が同じように深刻さを加えていくと考えるべきであろう。

そうした問題の深刻さは森林組合経営の悪化をまねき、自治体による応援が必要となっていると考えられる（９-２）。対応策は、治山治水、水源涵養、防災（９-３①）、林業後継者育成（９-３②）等様々であるが、共通しているのは公的資金による支援である。公的支援の方法として多くの市町村が提言しているのが、森林交付税又は山林交付税である（９-３③、④）。これらの意見はいずれも、森林交付税又は山林交付税の意味がわかっているという前提に立っているが、それらの意味するところが明確であるわけではない。これは森林交付税創設促進連盟ができ、同連盟が森林交付税交付金制度の創設を提唱しているからであると考えられる。

こうした動きとは別に、ある市町村長は山林の生前一括贈与に納税猶予の道を開くべき

であると主張する（9-4）。おそらく農地の生前一括贈与の納税猶予措置と横並びの要請なのであろうが、農地については自作農主義がまがりなりにも残存しているから存続している特例措置であり、山林について同様の制度を要請しても制度創設は極めて困難であろう。

また、林業についての技術開発を主張する意見もある（9-5）。これも農業の動向も考えながらの意見であろうが、工業技術の農林業への単純な導入には、検討すべき問題が多いと考える。

10) 水産業に関連して

水産業に関係した意見は比較的少なかった。少ない中で注目されたのは、経済審議会が公共事業のランク付けを行ったことに関係し、漁港、港湾の整備促進を要請する意見があったことである（10-1）。

また、どういう脈絡の中での意見なのかは不明であるが、漁業権の現実を見直して地域の実情にあった制度として欲しいという意見があった（10-2）。漁業で有名な市町村の意見である。

アンケート調査でみたように、市町村長は、漁協の合併に関しては、農協の合併よりも積極的である。そうした積極性を象徴するように、自主的な話し合いがある程度進んだ段階では、県の行政がのりだすべきだという意見があった（10-3）。なお、漁業権に関する調整の問題に関する意見がいくつかあった（10-4）。

6. まとめ

アンケートの調査結果のうち、本体部分についてまとめを行っておきたい。市町村長の意見については、本文の「代表的意見の紹介」をお読みいただきたい。

1) 意外に活気がない都市的地域の農業

都市的地域と中間農業地域で「活気がない」

が同じ率であった。一口に、中山間地域の農業が大変だといわれることが多いが、都市的地域の市町村長にも農業に関して悩みを抱えている市町村長が多いといえることができる。

このことは、中山間地域を特別扱いする農業対策を講じることが容易ではないということ想像させるのであるが、容易でないことは自由記入欄の意見からもいえる。すなわち、自由記入欄の意見には、中山間地域等に特別対策を講じることに対し、反対の意思を表明するものもあったのである。

2) 頼りにされている国の政策

市町村農業の活気を失わせている原因は、主として「地理的条件の悪さ」であり「都市化の進展」であり、土地と離れては存在し得ない農業の特性を如実に表している。上述のように、地域を限って農業対策を講じることが容易ではないが、農業は地域にしか存在し得ないところであり、そういう意味で農業政策は地域対策であることを逃れられないのである。

従って、逆に、活気が平均以上の市町村では、土地や地域は所与のものであり、活気の貢献要因は土地や地域ではなく人や機関だと考えるということになる。人や機関の中で最も期待されているのは、国（の施策）であった。農業が土地や地域から逃れられないことからすれば、この回答は奇妙なのであるが、こうした回答結果になるのは、農業が土地や地域に根ざす「経済」であり、経済全体の運営と不可分に結びついているからであろう。そうした中で、都市的地域の市町村では、活気のない原因に「都市化の進展」をあげる一方で、活気の貢献要因としては国よりも地域であり農業者自身であると考えているようである。「都市化の進展」は農業にとって悪条件には違いないが、中山間地域の「地理的条件の悪さ」に比べれば、克服しやすい悪条件であることを表している。

3) 難しい山間地域農業対策

市町村で、当面、強化したい農業対策としては、「農業基盤整備」、「生活基盤整備」と「人材の育成確保」がほぼ横一線で並んだ。農業地域類型区分別にみると、都市から中間農業地域までは農業基盤整備を強化したいとする市町村割合がトップであるが、山間農業地域では「人材の育成確保」がトップで「農業基盤整備」はトップとは水をあけられて3位に甘んじている。これは、山間農業地域では地形的又は経済的に農業基盤整備が困難な市町村が多いということを物語っていよう。だから、どうしても「人材の育成確保」や「技術・加工・流通」への期待が高くなるのである。

しかし、人材は育つものであって育てるものでないとすれば、山間農業地域の「人材の育成確保」に対する期待は大き過ぎるということになるのではなからうか。また、技術・加工・流通も、人材の育成確保と同様、取り組みやすきはあるが成果の保証がない対策であるところに問題解決の困難さが伺える。

山間農業地域の問題解決の困難さを更に明確に表しているのが、「農地の荒廃防止」と「農地の流動化」の関係である。「農地の荒廃防止」は、地域の農業のおかれた状況の厳しさを表しているし、「農地の流動化」は生産性向上の可能性を表していると考えられる。都市的地域では比較的多くの市町村が「農地の荒廃防止」を課題としているが、他方では「農地の流動化」を課題としている市町村割合は最も高い。都市的地域では、農地の流動化によって、農地の荒廃を防止したり、生産性の向上を図ったりできる余地が大きいと考えられる。これに対して、山間農業地域では、他の農業地域類型に比べ、「農地の荒廃防止」が最も大きな課題となっているのに対し、「農地の流動化」への期待は最も低いのである。

いずれもこれらは、山間農業地域における農業対策の難しさを反映していると考えられる。こうした状況を反映しているものと考えられるが、自由記入欄への意見には、デカッ

プリングや直接所得保障への要請が強かった。

4) 活性化に重要な職員体制

市町村農業に活気があると考えている市町村長は、職員の評価が高い。逆に、市町村農業に活気がないと考えている市町村長は職員に対する評価が低い。

地域づくりにおいては「人」の重要性が強調されることが多いが、市町村における職員体制の重要性も見逃してはならないであろう。

5) 地域による合併条件の違い

合併の経験がある市町村ほど人口は多い。他方、山間農業地域の市町村は人口が少ない。従って山間農業地域の市町村は、戦後の合併を経験していない町村が多いのではないかと考えたが、そうではない。市を除いて町村だけをとってみると、山間農業地域も未合併町村の割合が低くはないが、最も高いのは都市的地域であった。一方、農業地域類型別に町村の面積をみると、全市町村を面積で4等分して最小の区分すなわち35km²以下の町村割合は、都市的地域では85.1%、平地農業地域では50.0%、中間農業地域では18.0%、山間農業地域では3.3%である。

市町村の面積が小さいということは、合併に関して合併促進的な条件であり、逆は合併阻害的な条件であると考えられる。こうしたことからみて、都市的地域の市町村は合併をする必要がなかったから合併しなかった市町村が多いのに対し、山間農業地域の市町村には、人口に比べて面積が大きくなりすぎて、合併が困難だった市町村が多かったと推測される。

6) 市町村合併には限界

このアンケート調査を行った時期は、平成6年10月であるから、市町村の合併の特例に関する法律の失効を半年後に控えた微妙な時期であった。市町村が合併に関してどのような意向を持っているかについては、「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」が平成5年度に行ったアンケート調査

がある。このアンケート調査によれば、合併が必要でないと回答した市町村は、全市町村のうち71.0%にのぼった。今回の調査においては、「合併の必要性」ではなく、合併が望ましいか・望ましくないかを聞いてみた。その結果、望ましくないとする市町村は52.0%に減少した。

このうち、規模が大きいと考えられる市を除き、町村だけをとってみると、57.2%の町村が合併は望ましくないとしている。また、これを農業地域類型別にみると、山間農業地域においては合併は望ましくないとする町村が67.7%を占める。しかも、離島などを別にすれば、合併して効率化の図られやすい面積の小さな町村は、山間農業地域市町村ではごくわずかに過ぎず、しかも、その全市町村が農業の条件不利地域である特定農山地域に指定されていた。

今回の調査によって合併に否定的な市町村の割合は減少したとはいえるものの、まだ過半数を超えている。しかも、市と町村にわけてみると町村の方が否定的であり、人口別にわけてみても人口が少なくなるほど合併に否定的である。

市町村行政の効率化等を進めるため、市町村合併を推進することは必要であると考えられる。しかし、こうした現状からみて、それは「自主合併」の範囲にとどめられることが適当である。他方、多くの合併阻害要因をか

かえた市町村について、行政の効率化等をどのようにして図るかが大きな課題となる。

なお、市町村合併と農協合併の関係をみると、農協の区域が市町村の区域と一致している市町村が市町村合併に最も消極的である。市町村では、市町村の区域と農協の区域は一致していることが望ましいとする傾向があると考えられる。農協合併への対処方針との関係では、農協合併に積極的な市町村ほど、市町村合併にも前向きであると考えられる。

7) 県ごとに違う県出先機関の信頼度

市町村の農林水産関係行政を効率的に推進するためには、都道府県の農林水産関係出先機関との連携が大切であると考えられる。都道府県の出先機関との連携状況をたずねたところ、多くの市町村が「十分頼りになる出先機関であるので、連携をとり、頼りにしている」とし、「権限又は能力等に問題があり、頼りにならない」はわずか1.8%にとどまった。

都道府県の出先機関に対する信頼度は、都道府県ごとに大きな差が認められた。「十分頼りになる出先機関であるので、連携をとり、頼りにしている」と回答した市町村が60%を上回った都道府県は、5都道府県にとどまり、逆に30%を下回ったところが2都道府県、30%台の都道府県が12あった。多くの都道府県では、権限の更なる委譲も含め、出先機関の信頼を回復するための努力を継続する必要があるだろう。

表 一 覧

第 1-(1)表	農政局別都道府県別回収率
第 1-(2)表	指定地域等別回収率
第 2-(1)-1 表	農業地域類型別人口 4 区分別市町村数
第 2-(1)-2-①表	農業地域類型別面積 4 区分別市町村数（市町村）
第 2-(1)-2-②表	農業地域類型別面積 4 区分別町村数（町村）
第 2-(1)-3 表	農業地域類型別人口密度 4 区分別市町村数
第 2-(1)-4 表	農業地域類型別振興山村指定
第 2-(1)-5 表	農業地域類型別過疎地域指定
第 2-(1)-6 表	農業地域類型別特定農山村指定
第 2-(2)-1 表	農業地域類型別市町村長年代
第 2-(2)-2 表	農業地域類型別市町村長在職年数
第 2-(3)-1 表	農業地域類型別市町村農業の活気
第 2-(3)-2 表	市町村農業の活気別農業生産指数
第 2-(3)-3 表	農業地域類型別活気の貢献要因
第 2-(3)-4 表	農業地域類型別活気のない原因
第 2-(3)-5 表	総合指数別活気の貢献要因
第 2-(3)-6 表	総合指数別農業地域類型
第 2-(3)-7 表	地方農政局別活気の貢献要因
第 2-(3)-8 表	人口 6 区分別活気の貢献要因
第 2-(4)-1 表	農業地域類型別強化したい農業対策
第 2-(4)-2 表	強化したい農業対策別農業生産指数
第 2-(4)-3 表	強化したい農業対策別市町村農業の活気
第 2-(4)-4 表	活気の貢献要因別強化したい農業対策
第 2-(5)-1 表	農業地域類型別職員の評価
第 2-(5)-2 表	職員の評価別市町村農業の活気
第 2-(5)-3 表	人数・能力ともに問題があり活気のない市町村
第 3-(1)-1 表	市町村合併比率別都道府県数
第 3-(1)-2 表	人口 6 区分別市町村合併の有無
第 3-(1)-3 表	面積 6 区分別市町村合併の有無
第 3-(1)-4-①表	農業地域類型別市町村合併の有無（市町村）
第 3-(1)-4-②表	農業地域類型市町村合併の有無（町村）
第 3-(1)-5 表	市町村合併の有無別市町村農業の活気
第 3-(1)-6 表	市町村合併の有無別強化したい農業対策
第 3-(1)-7 表	市町村合併の有無別職員の評価
第 3-(1)-8 表	農業地域類型別合併の農林業への影響
第 3-(1)-9 表	農業地域類型別無合併の農林業への影響

第 3-(2)-1 表	「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」アンケート調査結果
第 3-(2)-2 表	市又は町村別市町村合併の評価
第 3-(2)-3-①表	農業地域類型市町村合併の評価（市町村）
第 3-(2)-3-②表	農業地域類型別市町村合併の評価（市）
第 3-(2)-3-③表	農業地域類型別市町村合併の評価（町村）
第 3-(2)-4 表	人口 6 区分別市町村合併の評価
第 3-(2)-5 表	農協の区域の現状別市町村合併の評価
第 3-(2)-6 表	望ましい農協の区域別市町村合併の評価
第 3-(2)-7 表	広域的機関の設置の有無別市町村合併の評価
第 3-(2)-8 表	県出先機関との連携別市町村合併の評価
第 3-(2)-9-①表	市町村合併の有無別市町村合併の評価（市町村）
第 3-(2)-9-②表	市町村合併の有無別市町村合併の評価（市）
第 3-(2)-9-③表	市町村合併の有無別市町村合併の評価（町村）
第 3-(2)-10 表	市町村長在職年数別市町村合併の評価
第 3-(3)-1 表	市町村合併の有無別合併肯定の理由
第 3-(3)-2 表	市町村農業の活気別合併否定の理由
第 3-(3)-3 表	市長村合併の有無別合併否定の理由
第 3-(3)-4 表	合併否定の理由別強化したい農業対策
第 3-(3)-5 表	合併否定の理由別総合指数
第 3-(4)-1 表	農業地域類型別広域的機関の設置
第 3-(4)-2 表	市町村合併の評価別広域的機関の設置
第 3-(4)-3 表	農業地域類型別広域的機関の評価
第 3-(4)-4 表	農業地域類型別広域的機関非設置の理由
第 3-(5)-1 表	農業地域類型別県出先機関との連携
第 4-(1)-1 表	都道府県別農協区域の現状
第 4-(1)-2 表	農業地域類型別農協の区域の現状
第 4-(1)-3 表	市町村面積 4 区分別農協の区域の現状
第 4-(1)-4 表	農協の区域の現状別望ましい農協の区域
第 4-(1)-5 表	都道府県別農協合併への対処方針
第 4-(1)-6 表	農協の区域の現状別農協合併への対処方針
第 4-(1)-7 表	市町村合併の評価別農協合併への対処方針
第 4-(2)-1 表	農業地域類型別森林組合の有無等
第 4-(2)-2 表	農業地域類型別森林組合の区域
第 4-(2)-3 表	都道府県別森林組合の有無等
第 4-(2)-4 表	農協合併への対処方針別森林組合と農協との合併
第 4-(2)-5 表	森林組合の区域別森林組合と農協との合併
第 4-(2)-6 表	森林組合と農協の合併別市町村合併の評価
第 4-(3)-1 表	都道府県別漁協の有無等
第 4-(3)-2 表	市又は町村別漁協の有無等

第 4-(3)-3 表	漁協の有無等別市町村合併の有無
第 4-(3)-4 表	漁協の区域別漁協合併への対処方針
第 5-(1)-1 表	農業地域区分別政策に対する意見の有無
第 5-(1)-2 表	農業地域類型別政策に対する意見の有無
第 5-(1)-3 表	県出先機関との連携別政策に対する意見の有無
第 5-(2)-1 表	農業地域区分別用語の使用頻度

第 1-(1)表 農政局別都道府県別回収率

地方農政局 ・都道府県	調査対象 市 町 村	調査回答 市 町 村	回収率 %	地方農政局 ・都道府県	調査対象 市 町 村	調査回答 市 町 村	回収率 %
北海道	211	196	92.9	近畿農政局	323	264	81.7
				滋賀県	50	42	84.0
東北農政局	400	328	82.0	京都府	43	29	67.4
青森県	67	63	94.0	大阪府	43	32	74.4
岩手県	60	56	93.3	兵庫県	90	80	88.9
宮城県	70	62	88.6	奈良県	47	34	72.3
秋田県	69	58	84.1	和歌山県	50	47	94.0
山形県	44	36	81.8				
福島県	90	53	58.9	中四国農政局	533	452	84.8
				鳥取県	39	36	92.3
関東農政局	713	563	79.0	島根県	59	55	93.2
茨城県	88	63	71.6	岡山県	78	67	85.9
栃木県	49	38	77.6	広島県	85	70	82.4
群馬県	70	54	77.1	山口県	56	47	83.9
埼玉県	92	77	83.7	徳島県	50	39	78.0
千葉県	79	46	58.2	香川県	43	36	83.2
東京都	41	30	73.2	愛知県	70	62	88.6
神奈川県	35	31	88.6	高知県	53	40	75.5
山梨県	64	59	92.3				
長野県	121	96	79.3	九州農政局	515	393	76.3
静岡県	74	69	93.2	福岡県	95	51	53.7
				佐賀県	49	38	77.6
北陸農政局	223	185	83.0	長崎県	79	57	72.2
新潟県	112	95	84.8	熊本県	94	71	75.5
富山県	35	33	94.3	大分県	58	55	94.8
石川県	41	35	85.4	宮崎県	44	41	93.2
福井県	35	22	62.9	鹿児島県	96	80	83.3
東海農政局	255	214	83.9				
岐阜県	99	83	83.8	沖縄県	53	46	86.8
愛知県	87	83	95.4				
三重県	69	48	69.6	全国計	3226	2641	81.9

第1-(2)表 指定地域等別回収率

指 定 地 域 等		調査対象 市町村A	同左割合 %	調査回答 市町村B	同左割合 %	回収率 B/A%
農業振興 地域	指定あり	3,060	94.9	2,507	94.9	81.9
	指定なし	166	5.1	134	5.1	80.7
農業地域 類型	都市的地域	637	19.7	515	19.5	80.8
	平地農業地域	798	24.7	643	24.3	80.6
	中間農業地域	1,053	32.6	860	32.6	81.7
	山間農業地域	738	22.9	623	23.6	84.4
特定農山 村地域	全域指定	1,239	38.4	1,042	39.5	84.1
	一部地域指定	491	15.2	391	14.8	79.6
	指定なし	1,496	46.4	1,208	45.7	80.7
振興山村 地域	全域指定	522	16.2	446	16.9	85.4
	一部地域指定	669	20.7	560	21.2	83.7
	指定なし	2,035	63.1	1,635	61.9	80.3
過疎地域	指定あり	1,142	35.4	951	36.0	83.3
	指定なし	2,084	64.6	1,690	64.0	81.1
合計 市町村数		3,226	100.0	2,641	100.0	81.9

第2-(1)-1表 農業地域類型別人口4区分別市町村数

(単位：市町村数, %)

		合 計	人口4区分			
			5827人 以下	10451 人以下	24061 人以下	超 24061 人
全体		2641 100.0	660 25.0	660 25.0	660 25.0	661 25.0
農業地域 類型	都市的地域	514 100.0	1 0.2	16 3.1	75 14.6	422 82.1
	平地農業地域	643 100.0	70 10.9	201 31.3	250 38.8	122 19.0
	中間農業地域	860 100.0	209 24.3	284 33.0	268 31.2	99 11.5
	山間農業地域	623 100.0	379 60.8	159 25.5	67 10.8	18 2.9

注. (1) 人口4区分とは、集計市町村を人口別に4等分した区分である。

(2) 人口は1990年国勢調査による。

第 2-(1)-2-①表 農業地域類型別面積 4 区分別市町村数 (市町村)
(単位: 市町村数, %)

		合 計	面積 4 区分			
			35平方 キロ以 下	72平方 キロ以 下	142平方 キロ以 下	超142平 方キロ
全体		2641 100.0	668 25.3	651 24.6	660 25.0	662 25.1
農業 地域 類型	都市的地域	514 100.0	224 43.6	98 19.1	87 16.9	105 20.4
	平地農業地域	643 100.0	285 44.4	198 30.8	98 15.2	62 9.6
	中間農業地域	860 100.0	138 16.0	267 31.1	250 29.1	205 23.8
	山間農業地域	623 100.0	20 3.2	88 14.1	225 36.1	290 46.6

注. (1) 面積 4 区分とは、集計市町村を面積別に概ね 4 等分した
区分である。
(2) 面積は 1988 年時点の面積である。

第 2-(1)-2-②表 農業地域類型別面積 4 区分別町村数 (町村)
(単位: 市町村数, %)

		合 計	面積 4 区分			
			35平方 キロ以 下	72平方 キロ以 下	142平方 キロ以 下	超142平 方キロ
全体		2112 100.0	587 27.9	562 26.6	510 24.1	453 21.4
農業 地域 類型	都市的地域	168 100.0	143 85.1	21 12.5	3 1.8	1 0.6
	平地農業地域	571 100.0	285 50.0	187 32.7	60 10.5	39 6.8
	中間農業地域	767 100.0	138 18.0	266 34.7	222 28.9	141 18.4
	山間農業地域	605 100.0	20 3.3	88 14.5	225 37.2	272 45.0

第2-(1)-3 表 農業地域類型別人口密度4区分別市町村数
(単位：市町村数, %)

	合 計	人口密度4区分			
		60.9人 以下	179.4 人以下	481.3 人以下	超 481.3人
全体	2641 100.0	660 25.0	661 25.0	660 25.0	660 25.0
農業 地域 類型	都市的地域	514 100.0	— —	59 11.5	450 87.5
	平地農業地域	643 100.0	42 6.5	87 13.5	326 50.8
	中間農業地域	860 100.0	141 16.4	432 50.3	266 30.9
	山間農業地域	623 100.0	477 76.6	137 22.0	9 1.4

注。人口密度4区分とは、前2表のデータを基に、集計市町村を人口密度別に概ね4等分した区分である。

第2-(1)-4 表 農業地域類型別振興山村指定
(単位：市町村数, %)

	合 計	振興山村指定		
		全 域 指 定	一 部 指 定	指 定 な し
全体	2641 100.0	446 16.9	560 21.2	1635 61.9
農業 地域 類型	都市的地域	514 100.0	— —	44 8.6
	平地農業地域	643 100.0	4 0.6	27 4.2
	中間農業地域	860 100.0	68 7.9	300 34.9
	山間農業地域	623 100.0	374 60.1	189 30.3

第2-(1)-5表 農業地域類型別過疎地域指定

(単位：市町村数, %)

	合 計	過疎地域指定	
		過地 域	指 定 し
全体	2641 100.0	951 36.0	1690 64.0
農業地域類型	都市の地域	514 100.0	8 1.6
	平地農業地域	643 100.0	95 14.8
	中間農業地域	860 100.0	369 42.9
	山間農業地域	623 100.0	478 76.7

第2-(1)-6表 農業地域類型別特定農山村指定

(単位：市町村数, %)

	合 計	特定農山村指定		
		全指 定	一部 指 定	指 定 し
全体	2641 100.0	1042 39.5	391 14.8	1208 45.7
農業地域類型	都市の地域	514 100.0	22 4.3	61 11.9
	平地農業地域	643 100.0	26 4.0	72 11.2
	中間農業地域	860 100.0	374 43.4	255 29.7
	山間農業地域	623 100.0	620 99.5	3 0.5

第2-(2)-1表 農業地域類型別市町村長年代

(単位：市町村数, %)

	合 計	市町村長年代				
		40歳 未 満	40歳台	50歳台	60歳台	70歳台 以 上
全体	2575 100.0	4 0.2	138 5.4	582 22.6	1369 53.1	482 18.7
農業地域類型	都市の地域	506 100.0	1 0.2	30 5.9	125 24.7	255 50.4
	平地農業地域	633 100.0	1 0.2	34 5.4	132 20.9	336 53.0
	中間農業地域	837 100.0	2 0.2	46 5.5	182 21.7	449 53.7
	山間農業地域	598 100.0	— —	28 4.7	143 23.9	328 54.8

第 2-(2)-2 表 農業地域類型別市町村長在職年数

(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村長在職年数				
			1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期以上
全体		2427 100.0	753 31.0	721 29.7	449 18.5	254 10.5	250 10.3
農業地域類型	都市的地域	473 100.0	164 34.7	119 25.2	82 17.3	52 11.0	56 11.8
	平地農業地域	598 100.0	171 28.6	195 32.6	95 15.9	75 12.5	62 10.4
	中間農業地域	782 100.0	223 28.5	231 29.6	179 22.9	77 9.8	72 9.2
	山間農業地域	573 100.0	195 34.1	175 30.5	93 16.2	50 8.7	60 10.5

第 2-(3)-1 表 農業地域類型別市長村農業の活気

(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村農業の活気		
			活気がある	平均的	活気がない
全体		2627 100.0	484 18.4	1515 57.7	628 23.9
農業地域類型	都市的地域	512 100.0	85 16.6	309 60.4	118 23.0
	平地農業地域	640 100.0	188 29.4	390 60.9	62 9.7
	中間農業地域	856 100.0	149 17.4	510 59.6	197 23.0
	山間農業地域	619 100.0	62 10.0	306 49.5	251 40.5

第 2-(3)-2 表 市町村農業の活気別農業生産指数

(単位：市町村数, %)

		合 計	農業生産指数		
			指標低	指標中庸	指標高
全体		2641 100.0	657 24.9	1566 59.3	418 15.8
市町村農業の活気	活気がある	484 100.0	33 6.8	303 62.6	148 30.6
	平均的	1515 100.0	333 22.0	951 62.8	231 15.2
	活気がない	628 100.0	285 45.4	307 48.9	36 5.7

注. (1) 農業生産指数とは、農山漁村活力分析指標の農業生産指数である。

(2) 農業生産指数の区分は「市町村農業の活気」の3区分の割合に近似するように区分した。

第 2-(3)-3 表 農業地域類型別活気の貢献要因

(単位：市町村数, %)

		合 計	活気の貢献要因				
			国の施策	関係機関の取り組み	農業者等の取り組み	なんとも言えない	その他
全体		1980 100.0	870 44.0	453 22.9	424 21.4	175 8.8	58 2.9
農業地域類型	都市的地域	392 100.0	121 30.9	109 27.8	111 28.3	43 11.0	8 2.0
	平地農業地域	571 100.0	274 47.9	114 20.0	132 23.1	37 6.5	14 2.5
	中間農業地域	654 100.0	313 47.9	134 20.5	118 18.0	63 9.6	26 4.0
	山間農業地域	363 100.0	162 44.6	96 26.4	63 17.4	32 8.8	10 2.8

第 2-(3)-4 表 農業地域類型別活気のない原因

(単位：市町村数, %)

		合 計	活気のない原因				
			都市化 の進展	地理的 条件の 悪さ	国の施 策の貧 困	地域の 努力不 足	その他
全体		625 100.0	115 18.4	262 41.9	73 11.7	72 11.5	103 16.5
農業 地域 類型	都市的地域	117 100.0	76 65.1	10 8.5	6 5.1	8 6.8	17 14.5
	平地農業地域	62 100.0	15 24.2	7 11.3	13 21.0	18 29.0	9 14.5
	中間農業地域	195 100.0	17 8.7	87 44.7	27 13.8	24 12.3	40 20.5
	山間農業地域	251 100.0	7 2.8	158 62.9	27 10.8	22 8.8	37 14.7

第 2-(3)-5 表 総合指数別活気の貢献要因

(単位：市町村数, %)

		合 計	活気の貢献要因				
			国の施 策	関係機 関の取 り組み	農業者 等の取 り組み	なんとも 言え ない	その他
全体		1980 100.0	870 44.0	453 22.9	424 21.4	175 8.8	58 2.9
総合 指数	指数低	359 100.0	148 41.2	94 26.2	64 17.8	37 10.3	16 4.5
	指数中庸	1233 100.0	533 43.3	295 23.9	266 21.6	109 8.8	30 2.4
	指数高	388 100.0	189 48.7	64 16.5	94 24.2	29 7.5	12 3.1

第 2-(3)-6 表 総合指数別農業地域類型

(単位：市町村数, %)

		合 計	農業地域類型			
			都市的 地域	平地農 業地域	中間農 業地域	山間農 業地域
全体		2640 100.0	514 19.5	643 24.4	860 32.5	623 23.6
総合 指数	指標低	624 100.0	63 10.1	45 7.2	226 36.2	290 46.5
	指標中庸	1579 100.0	379 24.0	377 23.9	525 33.2	298 18.9
	指標高	437 100.0	72 16.5	221 50.6	109 24.9	35 8.0

第 2-(3)-7 表 地方農政局別活気の貢献要因

(単位：市町村数, %)

		合 計	活気の貢献要因				
			国の施 策	関係機 関の取 り組み	農業者 等の取 り組み	なんと も言え ない	その他
全体		1980 100.0	870 44.0	453 22.9	424 21.4	175 8.8	58 2.9
地方農 政局別	北海道	154 100.0	57 37.0	27 17.5	48 31.2	16 10.4	6 3.9
	東北	261 100.0	113 43.3	59 22.6	55 21.1	30 11.5	4 1.5
	関東	414 100.0	150 36.3	108 26.1	97 23.4	42 10.1	17 4.1
	北陸	142 100.0	80 56.4	30 21.1	21 14.8	8 5.6	3 2.1
	東海	151 100.0	70 46.4	33 21.9	34 22.5	12 7.9	2 1.3
	近畿	207 100.0	98 47.4	51 24.6	40 19.3	12 5.8	6 2.9
	中四国	308 100.0	131 42.6	61 19.8	76 24.7	30 9.7	10 3.2
	九州	305 100.0	151 49.5	74 24.3	49 16.1	23 7.5	8 2.6
	沖縄県	38 100.0	20 52.6	10 26.3	4 10.5	2 5.3	2 5.3

第2-(3)-8表 人口6区分別活気の貢献要因

(単位：市町村数, %)

	合 計	活気の貢献要因				
		国の施策	関係機関の取り組み	農業者等の取り組み	なんとも言えない	その他
全体	1980 100.0	870 44.0	453 22.9	424 21.4	175 8.8	58 2.9
人口6区分	4595人以下	255 100.0	119 46.7	62 24.3	41 16.1	23 9.0
	7141人以下	307 100.0	141 46.0	75 24.4	59 19.2	25 8.1
	10451人以下	341 100.0	165 48.4	68 19.9	65 19.1	30 8.8
	17480人以下	345 100.0	167 48.4	72 20.9	71 20.6	27 7.8
	38425人以下	363 100.0	152 41.9	73 20.1	95 26.2	32 8.8
	38426人以上	369 100.0	126 34.2	103 27.9	93 25.2	38 10.3

第2-(4)-1表 農業地域類型別強化したい農業対策

(単位：市町村数, %)

	合 計	強化したい農業対策							
		農業基盤整備	生活環境整備	技術・加工・流通	農地の流動化	農地の荒廃防止	人材の育成確保	特にない	その他
全体	2624 100.0	605 23.1	596 22.7	226 8.6	246 9.4	237 9.0	618 23.6	19 0.7	77 2.9
農業地域類型	都市的地域	510 100.0	120 23.5	83 16.3	27 5.3	77 15.1	53 10.4	118 23.1	9 1.8
	平地農業地域	640 100.0	154 24.1	160 24.8	56 8.8	74 11.6	29 4.5	147 23.0	3 0.5
	中間農業地域	858 100.0	215 25.1	205 23.9	78 9.1	75 8.7	77 9.0	182 21.2	1 0.1
	山間農業地域	616 100.0	116 18.8	148 24.0	65 10.6	20 3.2	78 12.7	171 27.8	6 1.0

第2-(4)-2表 強化したい農業対策別農業生産指数
(単位：市町村数, %)

		合 計	農業生産指数		
			指標低	指標中庸	指標高
全体		2641 100.0	657 24.9	1566 59.3	418 15.8
強化 したい 農業 対策	農業基盤整備	605 100.0	155 25.6	384 63.5	66 10.9
	生活環境整備	596 100.0	147 24.7	349 58.5	100 16.8
	技術・加工・流通	226 100.0	35 15.5	140 61.9	51 22.6
	農地の流動化	246 100.0	41 16.7	147 59.7	58 23.6
	農地の荒廃防止	237 100.0	110 46.4	110 46.4	17 7.2
	人材の育成確保	618 100.0	130 21.0	380 61.5	108 17.5
	特にない	19 100.0	10 52.6	9 47.4	— —
	その他	77 100.0	22 28.6	39 50.6	16 20.8

第 2-(4)-3 表 強化したい農業対策別市町村農業の活気
(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村農業の活気		
			活気がある	平均的	活気がない
全体		2627 100.0	484 18.4	1515 57.7	628 23.9
強化したい農業対策	農業基盤整備	601 100.0	113 18.8	351 58.4	137 22.8
	生活環境整備	594 100.0	125 21.0	368 62.0	101 17.0
	技術・加工・流通	225 100.0	69 30.7	121 53.7	35 15.6
	農地の流動化	246 100.0	33 13.4	169 68.7	44 17.9
	農地の荒廃防止	236 100.0	18 7.6	104 44.1	114 48.3
	人材の育成確保	618 100.0	108 17.5	361 58.4	149 24.1
	特にない	19 100.0	— —	4 21.1	15 78.9
	その他	77 100.0	17 22.1	31 40.2	29 37.7

第 2-(4)-4 表 活気の貢献要因別強化したい農業対策

(単位：市町村数, %)

		合 計	強化したい農業対策						
			農業基盤整備	生活環境整備	技術・加工・流通	農地の流動化	農地の荒廃防止	人材の育成確保	特にない
全体		2624 100.0	605 23.1	596 22.7	226 8.6	246 9.4	237 9.0	618 23.6	19 0.7
活気の貢献要因	国の施策	870 100.0	183 21.0	271 31.3	82 9.4	83 9.5	42 4.8	187 21.5	2 0.2
	関係機関の取り組み	451 100.0	115 25.4	104 23.1	42 9.3	54 12.0	26 5.8	103 22.8	— —
	農業者の取り組み	423 100.0	109 25.8	74 17.5	45 10.6	40 9.5	35 8.3	113 26.7	1 0.2
	なんとも言えない	173 100.0	35 20.2	34 19.7	14 8.1	22 12.7	15 8.7	48 27.7	1 0.6
	その他	57 100.0	15 26.3	8 14.0	7 12.3	1 1.8	2 3.5	14 24.6	— —

第2-(5)-1表 農業地域類型別職員の評価

(単位：市町村数, %)

	合 計	職員の評価					
		充実している	力の未発揮	能力に問題	人数に問題	人数・能力問題	その他
全体	2605 100.0	678 26.0	641 24.6	198 7.6	727 28.0	298 11.4	63 2.4
農業地域類型	都市的地域	506 100.0	168 33.1	102 20.2	21 4.2	144 28.5	47 9.3
	平地農業地域	635 100.0	192 30.4	159 25.0	46 7.2	178 28.0	53 8.3
	中間農業地域	850 100.0	195 22.9	227 26.7	83 9.8	237 27.9	94 11.1
	山間農業地域	614 100.0	123 20.0	153 24.9	48 7.8	168 27.5	104 16.9

第2-(5)-2表 職員の評価別市町村農業の活気

(単位：市町村数, %)

	合 計	市町村農業の活気		
		活気がある	平均的	活気がない
全体	2627 100.0	484 18.4	1515 57.7	628 23.9
職員の評価	充実している	678 100.0	199 29.4	386 56.9
	力の未発揮	640 100.0	95 14.8	371 58.0
	能力に問題	197 100.0	45 22.8	109 55.4
	人数に問題	722 100.0	103 14.3	461 63.8
	人数・能力問題	296 100.0	34 11.5	139 46.9
	その他	62 100.0	5 8.1	36 58.0
				21 33.9

第2-(5)-3表 人数・能力ともに問題があり活気のない市町村

区 分	市町村数	面積最小	密度最低	過疎地域
都市的地域	25	20	0	2
平地農業地域	11	9	0	1
中間農業地域	32	8	2	17
山間農業地域	55	3	38	46
合 計	123	40	40	66

注(1) 面積最小とは、6区分での最小で、面積25km²以下の市町村。

(2) 密度最低とは、6区分での最低で、人口密度が39.7人(km²当たり)以下の市町村。

第3-(1)-1表 市町村合併比率別都道府県数

合併比率	都道府県数
10%台	1
20%台	1
30%台	3
40%台	0
50%台	6
60%台	5
70%台	9
80%台	15
90%台	7
合計	47

注. アンケート調査回答市町村の集計結果である。

第3-(1)-2表 人口6区分別市町村合併の有無
(単位：市町村数、%)

		合 計	市町村合併の有無	
			ある	ない
全体		2630 100.0	1814 69.0	816 31.0
人口 6 区 分	4595人以下	436 100.0	139 31.9	297 68.1
	7141人以下	438 100.0	280 63.9	158 36.1
	10451人以下	439 100.0	326 74.3	113 25.7
	17480人以下	437 100.0	343 78.5	94 21.5
	38425人以下	440 100.0	355 80.7	85 19.3
	38426人以上	440 100.0	371 84.3	69 15.7

第3-(1)-3表 面積6区分別市町村合併の有無
(単位：市町村数,%)

		合 計	市町村合併の有無	
			ある	ない
全体		2630 100.0	1814 69.0	816 31.0
面積 6 区分	25 平方キロ以下	459 100.0	204 44.4	255 55.6
	45 平方キロ以下	414 100.0	313 75.6	101 24.4
	72 平方キロ以下	438 100.0	336 76.7	102 23.3
	111 平方キロ以下	437 100.0	342 78.3	95 21.7
	196 平方キロ以下	444 100.0	342 77.0	102 23.0
	超 196 平方キロ	438 100.0	277 63.2	161 36.8

第3-(1)-4-①表 農業地域類型別市町村合併の有無（市町村）
(単位：市町村数,%)

		合 計	市町村合併の有無	
			ある	ない
全体		2630 100.0	1814 69.0	816 31.0
農業 地域 類型	都市的地域	513 100.0	363 70.8	150 29.2
	平地農業地域	640 100.0	450 70.3	190 29.7
	中間農業地域	858 100.0	645 75.2	213 24.8
	山間農業地域	619 100.0	356 57.5	263 42.5

第3-(1)-4-②表 農業地域類型別市町村合併の有無（町村）

（単位：市町村数，％）

		合 計	市町村合併の有無	
			ある	ない
全体		2103 100.0	1359 64.6	744 35.4
農業地域類型	都市的地域	168 100.0	75 44.6	93 55.4
	平地農業地域	568 100.0	384 67.6	184 32.4
	中間農業地域	766 100.0	559 73.0	207 27.0
	山間農業地域	601 100.0	341 56.7	260 43.3

第3-(1)-5表 市町村合併の有無別市町村農業の活気

（単位：市町村数，％）

		合 計	市町村農業の活気		
			活気がある	平均的	活気がない
全体		2627 100.0	484 18.4	1515 57.7	628 23.9
市町村合併の有無	ある	1808 100.0	346 19.1	1084 60.0	378 20.9
	ない	811 100.0	136 16.8	426 52.5	249 30.7

第3-(1)-6表 市町村合併の有無別強化したい農業対策

（単位：市町村数，％）

		合 計	強化したい農業対策						
			農業基盤整備	生活環境整備	技術・加工・流通	農地の流動化	農地の荒廃防止	人材の育成確保	特にない
全体		2624 100.0	605 23.1	596 22.7	226 8.6	246 9.4	237 9.0	618 23.6	19 0.7
市町村合併の有無	ある	1805 100.0	452 25.1	434 24.0	148 8.2	175 9.7	148 8.2	403 22.3	6 0.3
	ない	811 100.0	152 18.7	161 19.9	77 9.5	71 8.8	89 11.0	211 25.9	13 1.6

第3-(1)-7 表 市町村合併の有無別職員の評価

(単位：市町村数, %)

		合 計	職員の評価					その他
			充実している	力の未 発揮	能力に 問題	人数に 問題	人数・ 能力問題	
全体		2605 100.0	678 26.0	641 24.6	198 7.6	727 28.0	298 11.4	63 2.4
市町村合併の有無	ある	1792 100.0	489 27.3	437 24.4	143 8.0	511 28.5	176 9.8	36 2.0
	ない	805 100.0	188 23.4	202 25.1	54 6.7	213 26.4	122 15.2	26 3.2

第3-(1)-8 表 農業地域類型別合併の農林業への影響

(単位：市町村数, %)

		合 計	合併の農林業への影響				その他
			農林業に振興に有益	農林業に振興に悪影響	農林業に振興と無関係	農林業の比重小	
全体		1786 100.0	1000 56.1	25 1.4	640 35.8	97 5.4	24 1.3
農業地域類型	都市的地域	359 100.0	192 53.5	1 0.3	133 37.0	29 8.1	4 1.1
	平地農業地域	446 100.0	299 67.1	4 0.9	127 28.5	10 2.2	6 1.3
	中間農業地域	630 100.0	349 55.4	9 1.4	238 37.8	25 4.0	9 1.4
	山間農業地域	351 100.0	160 45.6	11 3.1	142 40.5	33 9.4	5 1.4

第3-(1)-9 表 農業地域類型別無合併の農林業への影響

(単位：市町村数, %)

		合 計	無合併の農林業への影響				その他
			農林業に振興に有益	農林業に振興に悪影響	農林業に振興と無関係	農林業の比重小	
全体		796 100.0	116 14.6	16 2.0	479 60.2	121 15.2	64 8.0
農業地域類型	都市的地域	149 100.0	4 2.7	1 0.7	94 63.0	45 30.2	5 3.4
	平地農業地域	183 100.0	45 24.6	5 2.7	107 58.5	8 4.4	18 9.8
	中間農業地域	211 100.0	27 12.8	5 2.4	135 63.9	28 13.3	16 7.6
	山間農業地域	253 100.0	40 15.8	5 2.0	143 56.5	40 15.8	25 9.9

第3-(2)-1表 「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」アンケート調査結果

(単位：市町村数, %)

	合 計	市町村合併の必要性		
		必要である	必要ではない	その他
全体	3235 100.0	933 28.8	2284 70.6	18 0.6
市	663 100.0	317 47.8	338 51.0	8 1.2
町村	2572 100.0	616 24.0	1946 75.7	10 0.4

出典：「平成5年度市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究報告書」(市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会, 平成6年3月)。

注. その他は無回答と考えられる。

第3-(2)-2表 市又は町村別市町村合併の評価

(単位：市町村数, %)

	合 計	市町村合併の評価		
		望ましい	望ましくない	無効回答
全体	2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
市	513 100.0	351 68.4	159 31.0	3 0.6
町村	2076 100.0	884 42.6	1188 57.2	4 0.2

第3-(2)-3-①表 農業地域類型別市町村合併の評価 (市町村)

(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
農業地域類型	都市的地域	498 100.0	313 62.9	182 36.5	3 0.6
	平地農業地域	635 100.0	315 49.6	318 50.1	2 0.3
	中間農業地域	849 100.0	408 48.1	439 51.7	2 0.2
	山間農業地域	607 100.0	199 32.8	408 67.2	— —

第3-(2)-3-②表 農業地域類型別市町村合併の評価（市）
（単位：市町村数、%）

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		513 100.0	351 68.4	159 31.0	3 0.6
農業 地域 類型	都市的地域	333 100.0	234 70.3	96 28.8	3 0.9
	平地農業地域	71 100.0	45 63.4	26 36.6	— —
	中間農業地域	91 100.0	63 69.2	28 30.8	— —
	山間農業地域	18 100.0	9 50.0	9 50.0	— —

第3-(2)-3-③表 農業地域類型別市町村合併の評価（町村）
（単位：市町村数、%）

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2076 100.0	884 42.6	1188 57.2	4 0.2
農業 地域 類型	都市的地域	165 100.0	79 47.9	86 52.1	— —
	平地農業地域	564 100.0	270 47.9	292 51.7	2 0.4
	中間農業地域	758 100.0	345 45.5	411 54.2	2 0.3
	山間農業地域	589 100.0	190 32.3	399 67.7	— —

第 3-(2)-4 表 人口 6 区分別市町村合併の評価

(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
人口 6 区 分	4595 人以下	429 100.0	128 29.8	301 70.2	— —
	7141 人以下	434 100.0	175 40.3	257 59.2	2 0.5
	10451 人以下	429 100.0	181 42.2	248 57.8	— —
	17480 人以下	436 100.0	227 52.1	209 47.9	— —
	38425 人以下	433 100.0	222 51.2	209 48.3	2 0.5
	38426 人以上	428 100.0	302 70.6	123 28.7	3 0.7

第 3-(2)-5 表 農協の区域の現状別市町村合併の評価

(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
農 協 の 区 域 の 現 状	市町村区域と一致	1064 100.0	440 41.4	623 58.5	1 0.1
	市町村区域より小	302 100.0	170 56.3	129 42.7	3 1.0
	市町村区域より大	1175 100.0	609 51.8	563 47.9	3 0.3

第3-(2)-6表 望ましい農協の区域別市町村合併の評価
(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
望 ま し い 農 協 の 区 域	市町村区域と一致	1113 100.0	517 46.5	592 53.1	4 0.4
	市町村区域が大	41 100.0	22 53.7	18 43.9	1 2.4
	農協区域が大	617 100.0	327 53.0	288 46.7	2 0.3
	一概に言えない	729 100.0	326 44.7	403 55.3	— —
	その他	35 100.0	20 57.1	15 42.9	— —

第3-(2)-7表 広域的機関の設置の有無別市町村合併の評価
(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
広 域 的 機 関	設置している	1422 100.0	728 51.2	691 48.6	3 0.2
	設置していない	1144 100.0	496 43.4	644 56.3	4 0.3

第3-(2)-8表 県出先機関との連携別市町村合併の評価
(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
県出 先 機 関 と の 連 携	頼りにしている	1158 100.0	535 46.2	620 53.5	3 0.3
	場合によりけり	859 100.0	398 46.3	461 53.7	— —
	比較的に本庁優 先	476 100.0	250 52.6	222 46.6	4 0.8
	頼りにならない	47 100.0	25 53.2	22 46.8	— —
	その他	26 100.0	15 57.7	11 42.3	— —

第3-(2)-9-①表 市町村合併の有無別市町村合併の評価（市町村）
(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
市町村合併の有無	ある	1782 100.0	967 54.3	809 45.4	6 0.3
	ない	801 100.0	264 33.0	536 66.9	1 0.1

第3-(2)-9-②表 市町村合併の有無別市町村合併の評価（市）
(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		513 100.0	351 68.4	159 31.0	3 0.6
市町村合併の有無	ある	442 100.0	317 71.7	122 27.6	3 0.7
	ない	71 100.0	34 47.9	37 52.1	— —

第 3-(2)-9-③表 市町村合併の有無別市町村合併の評価（町村）

(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2076 100.0	884 42.6	1188 57.2	4 0.2
市町村合併の有無	ある	1340 100.0	650 48.5	687 51.3	3 0.2
	ない	730 100.0	230 31.5	499 68.4	1 0.1

第 3-(2)-10 表 市町村長在職年数別市町村合併の評価

(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
市町村長在職年数別	1 期目	741 100.0	324 43.7	415 56.0	2 0.3
	2 期目	706 100.0	348 49.3	357 50.6	1 0.1
	3 期目	440 100.0	229 52.1	210 47.7	1 0.2
	4 期目	251 100.0	124 49.4	125 49.8	2 0.8
	5 期以上	242 100.0	112 46.3	129 53.3	1 0.4

第 3-(3)-1 表 市町村合併の有無別合併肯定の理由

(単位：市町村数, %)

		合 計	合併肯定の理由				
			行政等 の効率化	生活と 行政圏 の一致	地域整 備等の 効率化	財政基 盤の強 化	その他
全体		1215 100.0	258 21.2	255 21.0	466 38.4	208 17.1	28 2.3
市町村合併の有無	ある	952 100.0	190 20.0	209 22.0	385 40.4	146 15.3	22 2.3
	ない	259 100.0	68 26.3	44 17.0	79 30.5	62 23.9	6 2.3

第3-(3)-2表 市町村農業の活気別合併否定の理由

(単位：市町村数, %)

		合 計	合併否定の理由				
			地域格差の拡大	コミュニティに問題	行政サービスの低下	他の方法で活性化	その他
全体		1316 100.0	242 18.4	116 8.8	334 25.4	587 44.6	37 2.8
市町村農業の活気	活気がある	244 100.0	44 18.0	31 12.7	56 23.0	107 43.8	6 2.5
	平均的	721 100.0	123 17.1	65 9.0	189 26.2	327 45.3	17 2.4
	活気がない	341 100.0	74 21.7	20 5.9	86 25.2	148 43.4	13 3.8

第3-(3)-3表 市町村合併の有無別合併否定の理由

(単位：市町村数, %)

		合 計	合併否定の理由				
			地域格差の拡大	コミュニティに問題	行政サービスの低下	他の方法で活性化	その他
全体		1316 100.0	242 18.4	116 8.8	334 25.4	587 44.6	37 2.8
市町村合併の有無	ある	792 100.0	154 19.4	62 7.8	207 26.1	352 44.6	17 2.1
	ない	523 100.0	87 16.6	54 10.3	127 24.3	235 45.0	20 3.8

第3-(3)-4表 合併否定の理由別強化したい農業対策

(単位：市町村数, %)

		合 計	強化したい農業対策						
			農業基盤整備	生活環境整備	技術・加工・流通	農地の流動化	農地の荒廃防止	人材の育成確保	特にない
全体		2624 100.0	605 23.1	596 22.7	226 8.6	246 9.4	237 9.0	618 23.6	19 0.7
合併否定の理由	地域格差の拡大	242 100.0	67 27.8	56 23.1	24 9.9	10 4.1	32 13.2	47 19.4	— —
	コミュニティに問題	116 100.0	30 25.8	25 21.6	14 12.1	12 10.3	8 6.9	26 22.4	1 0.9
	行政サービスの低下	331 100.0	80 24.1	75 22.7	29 8.8	22 6.6	41 12.4	72 21.8	5 1.5
	他の方法で活性化	585 100.0	112 19.1	127 21.7	51 8.7	54 9.2	42 7.2	177 30.4	6 1.0
	その他	36 100.0	8 22.2	11 30.6	4 11.1	1 2.8	1 2.8	3 8.3	— —

第3-(3)-5表 合併否定の理由別総合指数

(単位：市町村数,%)

		合 計	総合指数		
			指標低	指標中庸	指標高
全体		2641 100.0	625 23.7	1579 59.8	437 16.5
合併否定の理由	合併に問題	692 100.0	200 28.9	396 57.2	96 13.9
	他の方法で活性化	587 100.0	143 24.4	318 54.1	126 21.5
	その他	37 100.0	10 27.0	22 59.5	5 13.5

注. 合併に問題は、地域格差の拡大、コミュニティーに問題及び行政サービスの低下の合計である。

第3-(4)-1表 農業地域類型別広域的機関の設置

(単位：市町村数,%)

		合 計	広域的機関の設置	
			設置している	設置していない
全体		2613 100.0	1451 55.5	1162 44.5
農業地域類型	都市的地域	510 100.0	239 46.9	271 53.1
	平地農業地域	640 100.0	358 55.9	282 44.1
	中間農業地域	849 100.0	501 59.0	348 41.0
	山間農業地域	614 100.0	353 57.5	261 42.5

第3-(4)-2表 市町村合併の評価別広域的機関の設置

(単位：市町村数, %)

		合 計	広域的機関の設置	
			設置している	設置していない
全体		2613 100.0	1451 55.5	1162 44.5
市町村合併の評価	望ましい	1224 100.0	728 59.5	496 40.5
	望ましくない	1335 100.0	691 51.8	644 48.2
	無効回答	7 100.0	3 42.9	4 57.1

第3-(4)-3表 農業地域類型別広域的機関の評価

(単位：市町村数, %)

		合 計	広域的機関の評価				その他
			現在効果をあげている	効果は将来に期待	現在も将来もだめ	よくわからない	
全体		1442 100.0	963 66.8	335 23.2	83 5.8	43 3.0	18 1.2
農業地域類型	都市的地域	237 100.0	174 73.5	37 15.6	10 4.2	15 6.3	1 0.4
	平地農業地域	358 100.0	241 67.4	91 25.4	20 5.6	3 0.8	3 0.8
	中間農業地域	496 100.0	325 65.5	117 23.6	33 6.7	14 2.8	7 1.4
	山間農業地域	351 100.0	223 63.6	90 25.6	20 5.7	11 3.1	7 2.0

第 3-(4)-4 表 農業地域類型別広域的機関非設置の理由

(単位：市町村数, %)

		合 計	広域的機関非設置の理由				
			いずれ 設置	設置の 必要が ない	設置で きない	意味が ない	その他
全体		1106 100.0	578 52.3	58 5.2	176 15.9	155 14.0	139 12.6
農業 地域 類型	都市的地域	251 100.0	109 43.5	11 4.4	45 17.9	44 17.5	42 16.7
	平地農業地域	268 100.0	136 50.7	12 4.5	34 12.7	48 17.9	38 14.2
	中間農業地域	335 100.0	188 56.2	21 6.3	52 15.5	38 11.3	36 10.7
	山間農業地域	252 100.0	145 57.5	14 5.6	45 17.9	25 9.9	23 9.1

第 3-(5)-1 表 農業地域類型別県出先機関との連携

(単位：市町村数, %)

		合 計	県出先機関との連携				
			頼りに している	場合 によりけり	比較的 には本 庁優先	頼りに な ない	その他
全体		2614 100.0	1179 45.1	876 33.5	485 18.6	47 1.8	27 1.0
農 業 地 域 類 型	都市的地域	508 100.0	258 50.7	152 29.9	79 15.6	9 1.8	10 2.0
	平地農業地域	641 100.0	301 47.0	200 31.2	122 19.0	14 2.2	4 0.6
	中間農業地域	852 100.0	376 44.1	291 34.2	167 19.6	11 1.3	7 0.8
	山間農業地域	613 100.0	244 39.8	233 38.0	117 19.1	13 2.1	6 1.0

第4-(1)-1表 都道府県別農協区域の現状

(単位：市町村数, %)

		合 計	農協の区域の現状								
			市町村 区域と 一致	市町村 区域よ り小	市町村 区域よ り大						
全体		2589 100.0	1085 41.9	306 11.8	1198 46.3		三重県	47 100.0	7 14.9	— —	40 85.1
都 道 府 県 別	北海道	184 100.0	130 70.7	35 19.0	19 10.3		滋賀県	42 100.0	18 42.9	4 9.5	20 47.6
	青森県	63 100.0	31 49.2	19 30.2	13 20.6		京都府	29 100.0	18 62.1	8 27.6	3 10.3
	岩手県	56 100.0	37 66.1	6 10.7	13 23.2		大阪府	31 100.0	20 64.5	6 19.4	5 16.1
	宮城県	61 100.0	37 60.6	14 23.0	10 16.4		兵庫県	78 100.0	11 14.1	6 7.7	61 78.2
	秋田県	58 100.0	43 74.2	10 17.2	5 8.6		奈良県	32 100.0	16 50.0	7 21.9	9 28.1
	山形県	36 100.0	14 38.9	6 16.7	16 44.4		和歌山県	47 100.0	22 46.8	4 8.5	21 44.7
	福島県	53 100.0	30 56.6	8 15.1	15 28.3		鳥取県	36 100.0	21 58.3	1 2.8	14 38.9
	茨城県	61 100.0	17 27.9	3 4.9	41 67.2		島根県	55 100.0	15 27.3	— —	40 72.7
	栃木県	38 100.0	28 73.7	4 10.5	6 15.8		岡山県	66 100.0	28 42.5	16 24.2	22 33.3
	群馬県	52 100.0	21 40.4	5 9.6	26 50.0		広島県	67 100.0	17 25.4	4 6.0	46 68.6
	埼玉県	77 100.0	57 74.0	11 14.3	9 11.7		山口県	46 100.0	16 34.8	10 21.7	20 43.5
	千葉県	46 100.0	15 32.6	5 10.9	26 56.5		徳島県	39 100.0	15 38.5	4 10.3	20 51.2
	東京都	29 100.0	19 65.5	— —	10 34.5		香川県	36 100.0	10 27.8	6 16.7	20 55.5
	神奈川県	30 100.0	14 46.6	2 6.7	14 46.7		愛媛県	59 100.0	27 45.7	8 13.6	24 40.7
	新潟県	95 100.0	55 57.9	15 15.8	25 26.3		高知県	40 100.0	21 52.5	7 17.5	12 30.0
	富山県	33 100.0	16 48.5	10 30.3	7 21.2		福岡県	51 100.0	16 31.4	2 3.9	33 64.7
	石川県	35 100.0	14 40.0	11 31.4	10 28.6		佐賀県	38 100.0	10 26.3	3 7.9	25 65.8
	福井県	22 100.0	17 77.3	2 9.1	3 13.6		長崎県	54 100.0	13 24.1	4 7.4	37 68.5
	山梨県	57 100.0	19 33.3	11 19.3	27 47.4		熊本県	70 100.0	14 20.0	3 4.3	53 75.7
	長野県	94 100.0	14 14.9	8 8.5	72 76.6		大分県	52 100.0	20 38.5	4 7.7	28 53.8
	岐阜県	82 100.0	12 14.6	2 2.4	68 83.0		宮崎県	41 100.0	8 19.5	1 2.4	32 78.1
	静岡県	68 100.0	11 16.2	1 1.5	56 82.3		鹿児島県	78 100.0	19 24.4	1 1.3	58 74.3
	愛知県	81 100.0	34 42.0	8 9.9	39 48.1		沖縄県	44 100.0	18 40.9	1 2.3	25 56.8

第4-(1)-2 表 農業地域類型別農協の区域の現状

(単位：市町村数, %)

		合 計	農協の区域の現状		
			市町村 区域と 一致	市町村 区域よ り小	市町村 区域よ り大
全体		2589 100.0	1085 41.9	306 11.8	1198 46.3
農業地域 類型	都市的地域	510 100.0	216 42.4	115 22.5	179 35.1
	平地農業地域	639 100.0	295 46.2	76 11.9	268 41.9
	中間農業地域	839 100.0	333 39.7	86 10.3	420 50.0
	山間農業地域	601 100.0	241 40.1	29 4.8	331 55.1

第4-(1)-3 表 市町村面積4 区分別農協の区域の現状

(単位：市町村数, %)

		合 計	農協の区域の現状		
			市町村 区域と 一致	市町村 区域よ り小	市町村 区域よ り大
全体		2589 100.0	1085 41.9	306 11.8	1198 46.3
市町村面積 4 区 分	35 平方キロ以下	649 100.0	274 42.2	45 6.9	330 50.9
	72 平方キロ以下	641 100.0	242 37.8	70 10.9	329 51.3
	142 平方キロ以下	642 100.0	268 41.7	72 11.2	302 47.1
	超 142 平方キロ	657 100.0	301 45.8	119 18.1	237 36.1

第4-(1)-4 表 農協の区域の現状別望ましい農協の区域

(単位：市町村数, %)

		合 計	望ましい農協の区域				
			市町村 区域と 一致	市町村 区域が 大	農協区 域が大	一概に 言えな い	その他
全体		2584 100.0	1132 43.8	41 1.6	627 24.3	748 28.9	36 1.4
農協の 区域の 現状	市町村区域と一致	1077 100.0	569 52.8	17 1.6	226 21.0	252 23.4	13 1.2
	市町村区域より小	303 100.0	160 52.8	8 2.6	75 24.8	59 19.5	1 0.3
	市町村区域より大	1187 100.0	400 33.7	16 1.3	319 26.9	432 36.4	20 1.7

第4-(1)-5表 都道府県

		合 計	農協合併への対処方針					その他
			支援している	支援していない	動きはないが進める	動きはなく進めない	広域合併が終了	
全体		2571 100.0	642 25.0	726 28.2	132 5.1	119 4.6	846 33.0	106 4.1
都 道 府 県 別	北海道	184 100.0	31 16.8	91 49.6	21 11.4	21 11.4	12 6.5	8 4.3
	青森県	63 100.0	24 38.1	15 23.8	11 17.5	4 6.3	9 14.3	— —
	岩手県	55 100.0	7 12.7	34 61.9	1 1.8	2 3.6	9 16.4	2 3.6
	宮城県	62 100.0	36 58.1	23 37.1	2 3.2	— —	1 1.6	— —
	秋田県	57 100.0	20 35.1	25 43.8	2 3.5	4 7.0	3 5.3	3 5.3
	山形県	36 100.0	14 38.9	6 16.7	— —	— —	15 41.6	1 2.8
	福島県	53 100.0	21 39.6	20 37.7	3 5.7	1 1.9	7 13.2	1 1.9
	茨城県	62 100.0	5 8.1	7 11.3	— —	4 6.5	41 66.0	5 8.1
	栃木県	37 100.0	11 29.7	13 35.2	4 10.8	1 2.7	4 10.8	4 10.8
	群馬県	54 100.0	10 18.5	12 22.2	1 1.9	2 3.7	26 48.1	3 5.6
	埼玉県	77 100.0	39 50.6	26 33.8	6 7.8	1 1.3	3 3.9	2 2.6
	千葉県	45 100.0	14 31.1	21 46.7	1 2.2	1 2.2	7 15.6	1 2.2
	東京都	30 100.0	6 20.0	5 16.7	— —	2 6.7	14 46.6	3 10.0
	神奈川県	29 100.0	9 31.0	16 55.3	1 3.4	2 6.9	— —	1 3.4
	新潟県	93 100.0	25 26.9	31 33.3	9 9.7	3 3.2	19 20.4	6 6.5
	富山県	32 100.0	13 40.6	12 37.5	4 12.5	1 3.1	2 6.3	— —
	石川県	35 100.0	16 45.6	7 20.0	1 2.9	1 2.9	10 28.6	— —
	福井県	21 100.0	8 38.1	8 38.1	— —	2 9.5	2 9.5	1 4.8
	山梨県	55 100.0	17 31.0	12 21.8	2 3.6	8 14.5	12 21.8	4 7.3
	長野県	94 100.0	13 13.8	13 13.8	2 2.1	4 4.3	55 58.6	7 7.4
	岐阜県	81 100.0	13 16.0	14 17.3	4 4.9	4 4.9	42 52.0	4 4.9
	静岡県	68 100.0	7 10.3	7 10.3	1 1.5	4 5.9	47 69.1	2 2.9
	愛知県	81 100.0	12 14.8	24 29.6	6 7.4	— —	37 45.7	2 2.5

別農協合併への対処方針

(単位：市町村数、%)

		合 計	農協合併への対処方針					その他
			支援している	支援していない	動きはないが進める	動きはなく進めない	広域合併が終了	
都 道 府 県 別	三重県	46	3	1	3	1	37	1
		100.0	6.5	2.2	6.5	2.2	80.4	2.2
	滋賀県	42	17	6	—	1	14	4
		100.0	40.5	14.3	—	2.4	33.3	9.5
	京都府	29	13	10	1	1	1	3
		100.0	45.0	34.5	3.4	3.4	3.4	10.3
	大阪府	31	8	8	2	5	5	3
		100.0	25.8	25.8	6.5	16.1	16.1	9.7
	兵庫県	77	10	13	5	6	40	3
		100.0	13.0	16.9	6.5	7.8	51.9	3.9
	奈良県	32	9	10	2	2	9	—
		100.0	28.1	31.2	6.3	6.3	28.1	—
	和歌山県	47	6	29	2	1	8	1
		100.0	12.8	61.7	4.3	2.1	17.0	2.1
	鳥取県	36	18	6	—	—	12	—
		100.0	50.0	16.7	—	—	33.3	—
	島根県	55	11	4	1	—	36	3
		100.0	20.0	7.3	1.8	—	65.4	5.5
	岡山県	66	17	20	5	7	14	3
		100.0	25.8	30.3	7.6	10.6	21.2	4.5
	広島県	67	10	11	4	3	37	2
		100.0	14.9	16.4	6.0	4.5	55.2	3.0
	山口県	46	21	6	3	—	16	—
		100.0	45.7	13.0	6.5	—	34.8	—
	徳島県	37	9	14	1	—	10	3
		100.0	24.3	37.9	2.7	—	27.0	8.1
	香川県	35	3	25	6	1	—	—
		100.0	8.6	71.4	17.1	2.9	—	—
	愛媛県	62	26	19	3	2	9	3
		100.0	42.1	30.6	4.8	3.2	14.5	4.8
	高知県	40	18	9	1	1	11	—
		100.0	45.0	22.5	2.5	2.5	27.5	—
	福岡県	50	8	16	2	3	20	1
		100.0	16.0	32.0	4.0	6.0	40.0	2.0
	佐賀県	38	1	29	1	1	5	1
		100.0	2.6	76.4	2.6	2.6	13.2	2.6
	長崎県	53	4	22	5	6	16	—
		100.0	7.5	41.6	9.4	11.3	30.2	—
	熊本県	68	13	2	1	1	44	7
		100.0	19.1	2.9	1.5	1.5	64.7	10.3
	大分県	50	16	3	—	1	28	2
		100.0	32.0	6.0	—	2.0	56.0	4.0
	宮崎県	41	1	8	—	3	28	1
		100.0	2.4	19.5	—	7.3	68.4	2.4
	鹿児島県	77	15	8	2	1	49	2
		100.0	19.5	10.4	2.6	1.3	63.6	2.6
	沖縄県	42	14	5	—	—	20	3
		100.0	33.3	11.9	—	—	47.7	7.1

第 4-(1)-6 表 農協の区域の現状別農協合併への対処方針

(単位：市町村数, %)

		合 計	農協合併への対処方針					
			支援している	支援していない	動きはないが進める	動きはなく進めない	広域合併が終了	その他
全体		2571 100.0	642 25.0	726 28.2	132 5.1	119 4.6	846 33.0	106 4.1
農協の区域の現状	市町村区域と一致	1075 100.0	340 31.6	486 45.3	51 4.7	73 6.8	70 6.5	55 5.1
	市町村区域より小	304 100.0	160 52.6	64 21.1	46 15.1	7 2.3	11 3.6	16 5.3
	市町村区域より大	1176 100.0	140 11.9	175 14.9	34 2.9	38 3.2	758 64.5	31 2.6

第 4-(1)-7 表 市町村合併の評価別農協合併への対処方針

(単位：市町村数, %)

		合 計	農協合併への対処方針					
			支援している	支援していない	動きはないが進める	動きはなく進めない	広域合併が終了	その他
全体		2571 100.0	642 25.0	726 28.2	132 5.1	119 4.6	846 33.0	106 4.1
市町村合併の評価	望ましい	1206 100.0	342 28.4	285 23.6	73 6.1	33 2.7	428 35.5	45 3.7
	望ましくない	1310 100.0	288 22.0	424 32.3	57 4.4	83 6.3	401 30.6	57 4.4
	無効回答	7	2	2	—	1	1	1
		100.0	28.5	28.6	—	14.3	14.3	14.3

第 4-(2)-1 表 農業地域類型別森林組合の有無等

(単位：市町村数, %)

		合 計	森林組合の有無等			
			森林組合はない	市町村区域と一致	市町村区域より小	市町村区域より大
全体		2606 100.0	732 28.1	958 36.7	80 3.1	836 32.1
農業地域類型	都市的地域	506 100.0	292 57.8	113 22.3	30 5.9	71 14.0
	平地農業地域	633 100.0	311 49.1	115 18.2	18 2.8	189 29.9
	中間農業地域	852 100.0	105 12.3	354 41.5	25 2.9	368 43.3
	山間農業地域	615 100.0	24 3.9	376 61.2	7 1.1	208 33.8

第 4-(2)-2 表 農業地域類型別森林組合の区域

(単位：市町村数, %)

		合 計	森林組合の区域		
			市町村 区域と 一致	市町村 区域よ り小	市町村 区域よ り大
全体		1874 100.0	958 51.1	80 4.3	836 44.6
農業 地域 類型	都市的地域	214 100.0	113 52.8	30 14.0	71 33.2
	平地農業地域	322 100.0	115 35.7	18 5.6	189 58.7
	中間農業地域	747 100.0	354 47.4	25 3.3	368 49.3
	山間農業地域	591 100.0	376 63.6	7 1.2	208 35.2

第4-(2)-3表 都道府県

		合 計	森林組合の有無等			
			森林組合はな い	市町村 区域と 一致	市町村 区域よ り小	市町村 区域よ り大
全体		2606 100.0	732 28.1	958 36.7	80 3.1	836 32.1
都 道 府 県	北海道	193 100.0	36 18.7	113 58.5	3 1.6	41 21.2
	青森県	61 100.0	26 42.6	14 23.0	3 4.9	18 29.5
	岩手県	56 100.0	— —	30 53.6	— —	26 46.4
	宮城県	61 100.0	15 24.6	12 19.7	— —	34 55.7
	秋田県	58 100.0	9 15.5	15 25.9	2 3.4	32 55.2
	山形県	36 100.0	2 5.6	24 66.6	2 5.6	8 22.2
	福島県	53 100.0	5 9.4	15 28.3	— —	33 62.3
	茨城県	62 100.0	39 62.9	14 22.6	— —	9 14.5
	栃木県	37 100.0	15 40.6	13 35.1	1 2.7	8 21.6
	群馬県	54 100.0	18 33.3	22 40.7	1 1.9	13 24.1
	埼玉県	77 100.0	59 76.6	15 19.5	2 2.6	1 1.3
	千葉県	46 100.0	17 37.0	12 26.1	3 6.5	14 30.4
	東京都	29 100.0	23 79.3	6 20.7	— —	— —
	神奈川県	30 100.0	16 53.4	10 33.3	— —	4 13.3
	新潟県	94 100.0	26 27.7	22 23.4	2 2.1	44 46.8
	富山県	32 100.0	4 12.5	6 18.8	— —	22 68.7
	石川県	34 100.0	8 23.5	15 44.1	2 5.9	9 26.5
	福井県	22 100.0	— —	12 54.5	— —	10 45.5
	山梨県	59 100.0	11 18.6	8 13.6	2 3.4	38 64.4
	長野県	95 100.0	4 4.2	28 29.5	2 2.1	61 64.2
	岐阜県	82 100.0	17 20.7	62 75.7	2 2.4	1 1.2
	静岡県	68 100.0	35 51.4	24 35.3	5 7.4	4 5.9
	愛知県	82 100.0	63 76.8	18 22.0	1 1.2	— —

別森林組合の有無等

(単位：市町村数, %)

		合 計	森林組合の有無等			
			森林組合はない	市町村区域と一致	市町村区域より小	市町村区域より大
都 道 府 県	三重県	46 100.0	10 21.7	12 26.1	2 4.3	22 47.9
	滋賀県	42 100.0	12 28.6	8 19.0	7 16.7	15 35.7
	京都府	29 100.0	4 13.8	19 65.5	2 6.9	4 13.8
	大阪府	32 100.0	19 59.3	6 18.8	5 15.6	2 6.3
	兵庫県	79 100.0	14 17.7	43 54.4	6 7.6	16 20.3
	奈良県	34 100.0	12 35.3	21 61.8	1 2.9	— —
	和歌山県	47 100.0	7 14.9	31 66.0	5 10.6	4 8.5
	鳥取県	36 100.0	6 16.7	8 22.2	1 2.8	21 58.3
	島根県	54 100.0	1 1.9	26 48.1	2 3.7	25 46.3
	岡山県	66 100.0	21 31.8	34 51.5	1 1.5	10 15.2
	広島県	69 100.0	22 31.9	10 14.5	— —	37 53.6
	山口県	46 100.0	5 10.9	39 84.8	— —	2 4.3
	徳島県	39 100.0	6 15.4	21 53.8	— —	12 30.8
	香川県	36 100.0	14 38.9	18 50.0	3 8.3	1 2.8
	愛媛県	62 100.0	14 22.6	33 53.2	2 3.2	13 21.0
	高知県	40 100.0	4 10.0	24 60.0	— —	12 30.0
	福岡県	50 100.0	27 54.0	14 28.0	4 8.0	5 10.0
	佐賀県	37 100.0	15 40.6	6 16.2	4 10.8	12 32.4
	長崎県	55 100.0	7 12.7	4 7.3	— —	44 80.0
	熊本県	69 100.0	16 23.2	16 23.2	2 2.9	35 50.7
	大分県	53 100.0	3 5.7	6 11.3	— —	44 83.0
	宮崎県	41 100.0	2 4.9	19 46.3	— —	20 48.8
	鹿児島県	80 100.0	10 12.5	29 36.3	— —	41 51.2
	沖縄県	43 100.0	33 76.8	1 2.3	— —	9 20.9

第 4-(2)-4 表 農協合併への対処方針別森林組合と農協との合併

(単位：市町村数, %)

	合 計	森林組合と農協の合併				
		合併が 有り得 る	制度が あれば 検討	制度は 可	制度も 不可	わから ない
全体	1851 100.0	135 7.3	493 26.6	684 36.9	449 24.3	90 4.9
農協合併への 対処方針	支援している	458 100.0	46 10.0	138 30.1	171 37.4	89 19.4
	支援していない	507 100.0	26 5.1	146 28.8	181 35.8	127 25.0
	動きはないが進める	77 100.0	6 7.8	30 38.9	22 28.6	16 20.8
	動きはなく進めない	83 100.0	4 4.8	19 22.9	30 36.2	23 27.7
	広域合併が終了	617 100.0	41 6.6	143 23.2	237 38.5	168 27.2
	その他	76 100.0	10 13.2	11 14.5	32 42.0	17 22.4

第 4-(2)-5 表 森林組合の区域別森林組合と農協との合併

(単位：市町村数, %)

	合 計	森林組合と農協の合併				
		合併が 有り得 る	制度が あれば 検討	制度は 可	制度も 不可	わから ない
全体	1851 100.0	135 7.3	493 26.6	684 36.9	449 24.3	90 4.9
森林組合の区域	市町村区域と一致	947 100.0	74 7.8	270 28.5	327 34.5	227 24.0
	市町村区域より小	79 100.0	8 10.1	15 19.0	29 36.7	19 24.1
	市町村区域より大	825 100.0	53 6.4	208 25.2	328 39.8	203 24.6

第4-(2)-6表 森林組合と農協の合併別市町村合併の評価
(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の評価		
			望まし い	望まし くない	無効回 答
全体		2589 100.0	1235 47.7	1347 52.0	7 0.3
・ 森 林 組 合 と 農 協 の 合 併	合併が有り得る	134 100.0	70 52.2	64 47.8	— —
	制度があれば検討	483 100.0	251 52.0	230 47.6	2 0.4
	制度は可	676 100.0	325 48.1	350 51.8	1 0.1
	制度も不可	443 100.0	168 37.9	274 61.9	1 0.2
	わからない	85 100.0	34 40.0	50 58.8	1 1.2

第 4-(3)-1 表 都道府県

		合 計	漁協の有無等			
			漁協は ない	市町村 区域と 一致	市町村 区域よ り小	市町村 区域よ り大
全体		2592 100.0	1757 67.8	402 15.5	293 11.3	140 5.4
都 道 府 県	北海道	192 100.0	109 56.7	60 31.3	18 9.4	5 2.6
	青森県	61 100.0	36 59.0	14 23.0	10 16.4	1 1.6
	岩手県	55 100.0	40 72.7	9 16.4	4 7.3	2 3.6
	宮城県	61 100.0	46 75.4	7 11.5	5 8.2	3 4.9
	秋田県	58 100.0	42 72.5	6 10.3	2 3.4	8 13.8
	山形県	36 100.0	32 88.9	— —	— —	4 11.1
	福島県	53 100.0	43 81.1	2 3.8	3 5.7	5 9.4
	茨城県	60 100.0	50 83.3	4 6.7	5 8.3	1 1.7
	栃木県	38 100.0	38 100.0	— —	— —	— —
	群馬県	54 100.0	54 100.0	— —	— —	— —
	埼玉県	77 100.0	77 100.0	— —	— —	— —
	千葉県	46 100.0	28 60.9	7 15.2	5 10.9	6 13.0
	東京都	28 100.0	20 71.5	6 21.4	2 7.1	— —
	神奈川県	30 100.0	20 66.7	7 23.3	3 10.0	— —
	新潟県	94 100.0	66 70.2	12 12.8	9 9.6	7 7.4
	富山県	32 100.0	20 62.5	4 12.5	4 12.5	4 12.5
	石川県	34 100.0	13 38.3	8 23.5	8 23.5	5 14.7
	福井県	21 100.0	14 66.7	4 19.0	2 9.5	1 4.8
	山梨県	59 100.0	59 100.0	— —	— —	— —
	長野県	96 100.0	96 100.0	— —	— —	— —
	岐阜県	83 100.0	83 100.0	— —	— —	— —
	静岡県	68 100.0	39 57.4	12 17.6	4 5.9	13 19.1
	愛知県	82 100.0	63 76.8	6 7.3	10 12.2	3 3.7

別漁協の有無等

(単位：市町村数, %)

		合 計	漁協の有無等			
			漁協は ない	市町村 区域と 一致	市町村 区域よ り小	市町村 区域よ り大
都 道 府 県	三重県	47 100.0	23 48.9	12 25.5	10 21.3	2 4.3
	滋賀県	42 100.0	42 100.0	— —	— —	— —
	京都府	29 100.0	24 82.8	1 3.4	4 13.8	— —
	大阪府	31 100.0	22 71.0	4 12.9	5 16.1	— —
	兵庫県	78 100.0	55 70.6	6 7.7	14 17.9	3 3.8
	奈良県	34 100.0	34 100.0	— —	— —	— —
	和歌山県	46 100.0	25 54.3	9 19.6	11 23.9	1 2.2
	鳥取県	34 100.0	18 53.0	6 17.6	3 8.8	7 20.6
	島根県	54 100.0	32 59.2	14 25.9	7 13.0	1 1.9
	岡山県	66 100.0	55 83.4	2 3.0	7 10.6	2 3.0
	広島県	67 100.0	39 58.2	9 13.4	13 19.4	6 9.0
	山口県	46 100.0	19 41.3	13 28.3	14 30.4	— —
	徳島県	34 100.0	22 64.8	6 17.6	5 14.7	1 2.9
	香川県	36 100.0	18 50.0	9 25.0	9 25.0	— —
	愛媛県	62 100.0	25 40.3	20 32.3	15 24.2	2 3.2
	高知県	40 100.0	19 47.5	7 17.5	11 27.5	3 7.5
	福岡県	49 100.0	37 75.5	4 8.2	6 12.2	2 4.1
	佐賀県	36 100.0	19 52.8	7 19.4	10 27.8	— —
	長崎県	55 100.0	8 14.5	26 47.3	17 30.9	4 7.3
	熊本県	70 100.0	47 67.2	12 17.1	11 15.7	— —
	大分県	54 100.0	30 55.5	13 24.1	8 14.8	3 5.6
	宮崎県	40 100.0	27 67.5	6 15.0	5 12.5	2 5.0
	鹿児島県	79 100.0	22 27.8	30 38.0	11 13.9	16 20.3
	沖縄県	45 100.0	7 15.6	18 39.9	3 6.7	17 37.8

第 4-(3)-2 表 市又は町村別漁協の有無等

(単位：市町村数, %)

	合 計	漁協の有無等			
		漁協は ない	市町村 区域と 一致	市町村 区域よ り小	市町村 区域よ り大
全体	2592 100.0	1757 67.8	402 15.5	293 11.3	140 5.4
市	523 100.0	308 58.9	75 14.3	115 22.0	25 4.8
町村	2069 100.0	1449 70.0	327 15.8	178 8.6	115 5.6

第 4-(3)-3 表 漁協の有無等別市町村合併の有無

(単位：市町村数, %)

		合 計	市町村合併の有無	
			ある	ない
全体		2630 100.0	1814 69.0	816 31.0
漁協の有無等	漁協はない	1751 100.0	1223 69.8	528 30.2
	市町村区域と一致	400 100.0	223 55.7	177 44.3
	市町村区域より小	293 100.0	248 84.6	45 15.4
	市町村区域より大	140 100.0	90 64.3	50 35.7

第 4-(3)-4 表 漁協の区域別漁協合併への対処方針

(単位：市町村数, %)

		合 計	漁協合併への対処方針					
			支援し ている	支援し ていな い	動きは ないが 進める	動きは なく進 めない	広域合 併が終 了	その他
全体		812 100.0	200 24.6	96 11.8	163 20.1	262 32.3	55 6.8	36 4.4
漁協の区域	市町村区域と一致	394 100.0	57 14.5	54 13.7	76 19.3	168 42.6	17 4.3	22 5.6
	市町村区域より小	286 100.0	123 43.2	27 9.4	69 24.1	55 19.2	3 1.0	9 3.1
	市町村区域より大	132 100.0	20 15.2	15 11.4	18 13.6	39 29.5	35 26.5	5 3.8

第 5-(1)-1 表 農業地域区分別政策に対する意見の有無
(単位：市町村数,%)

	合 計	政策に対する 意見の有無	
		意見なし	意見あり
全体	2641 100.0	2098 79.4	543 20.6
農 業 地 域 区 分	北海道	196 100.0	156 79.6 40 20.4
	東北	328 100.0	252 76.8 76 23.2
	北関東	155 100.0	128 82.6 27 17.4
	南関東	184 100.0	160 87.0 24 13.0
	北陸	185 100.0	149 80.5 36 19.5
	東山	155 100.0	122 78.7 33 21.3
	東海	283 100.0	227 80.2 56 19.8
	近畿	264 100.0	215 81.4 49 18.6
	山陰	91 100.0	69 75.8 22 24.2
	山陽	184 100.0	138 75.0 46 25.0
	四国	177 100.0	134 75.7 43 24.3
	北九州	272 100.0	224 82.4 48 17.6
	南九州	121 100.0	89 73.6 32 26.4
	沖縄県	46 100.0	35 76.1 11 23.9

第 5-(1)-2 表 農業地域類型別政策に対する意見の有無

(単位：市町村数, %)

		合 計	政策に対する 意見の有無	
			意見な し	意見あ り
全体		2641 100.0	2098 79.4	543 20.6
農 業 地 域 類 型	都市的地域	514 100.0	456 88.7	58 11.3
	平地農業地域	643 100.0	508 79.0	135 21.0
	中間農業地域	860 100.0	666 77.4	194 22.6
	山間農業地域	623 100.0	467 75.0	156 25.0

第 5-(1)-3 表 県出先機関との連携別政策に対する意見の有無

(単位：市町村数, %)

		合 計	政策に対する 意見の有無	
			意見な し	意見あ り
全体		2641 100.0	2098 79.4	543 20.6
県 出 先 機 関 と の 連 携	頼りにしている	1179 100.0	971 82.4	208 17.6
	場合によりけり	876 100.0	680 77.6	196 22.4
	比較的には本庁優先	485 100.0	366 75.5	119 24.5
	頼りにならない	47 100.0	33 70.2	14 29.8
	その他	27 100.0	22 81.5	5 18.5

第5-(2)-1表 農業地域区分別用語の使用頻度

(単位：件数、%)

農業地 帯区分	意 見		中山間 ¹⁾	国土・ 自然 ²⁾	農地 ³⁾	後継者 ⁴⁾	基盤 整備 ⁵⁾	補助 ⁶⁾	農協 ⁷⁾
	実数	比率							
北海道	40	20.5	2	5	3	2	9	4	5
東北	76	23.2	9	5	8	8	11	11	2
北関東	27	17.4	2	5	5	4	0	0	2
南関東	24	13.0	1	1	2	0	1	3	0
北陸	36	19.5	9	5	3	1	1	3	1
東山	33	21.3	11	2	4	6	4	6	2
東海	56	19.8	7	6	8	7	3	4	6
近畿	49	18.6	13	3	1	4	3	8	4
山陰	22	24.2	10	4	3	0	3	2	1
山陽	46	25.0	16	3	7	5	4	8	1
四国	43	24.3	14	8	5	3	5	5	4
北九州	48	17.6	10	4	6	5	4	9	7
南九州	32	26.4	9	2	2	4	4	4	1
沖縄県	11	23.9	1	1	0	2	1	2	0
合計	543	20.6	114	51	57	51	53	69	36
	100%	—	21.0	9.4	10.5	9.4	9.8	12.7	6.6

注. 1) 中山間には過疎又は山間を含む。過疎のみを使用した市町村が13、山間のみを使用した市町村が11あった。

2) 国土・自然では、国土を使用した市町村が34、自然を使用した市町村が17。

3) 農地には農地法と使用した市町村6を含む。

4) 後継者には担い手と使用した市町村9を含む。

5) 基盤整備には土地改良、農道、農業用水、水利事業、下水道等を含む基盤整備を使用した市町村が40。

6) 補助には補助率、補助事業、補助制度、補助枠等を含む。

7) 農協には農業協同組合を含む。

参考：表に掲げたもの以外では、ラウンドが21件、(農地などの)荒廃が18件、高齢が16件である。また、この他に目立った用語として、森林(山林)交付税(金)という用語があり、11件の意見に登場している。

別紙 1 地域活性化のための市町村組織等に関するアンケート

平成 6 年 10 月 農林水産省農業総合研究所

農林水産行政の目的の一つは、地域の活性化にあります。地域の活性化を図るためには、地域の方々の主体的な取り組みが重要であると考えております。このような観点から、この調査は、市町村長ご自身が、農業の現状をどのように評価し、市町村の合併や連携、農林漁業団体の合併に関してどのように考えておられるかを調査するために行うものです。ぜひ市町村長ご自身がご記入され、同封の返信用封筒にて、10月31日までに返送していただきますようお願い申し上げます。

(担当：農林水産省 農業総合研究所 政策研究室、郵便：03-3910-3220)

市町村名をお書き下さい。 都道府県名 () 市町村名 ()
市町村長さんの年齢はおいくつですか。 満 () 歳
都合何年間市町村長をお勤めですか。 () 年 () 月

A 以下では、貴市町村の農林漁業の現状の評価、対策の方向等についてお伺いします。

<市町村農業の活気> (注：「活気」「平均」等の意味については、ご自由に解釈して下さい)

問1 農業をめぐる情勢には厳しいものがありますが、貴市町村農業の活気の有無等についてお伺いします。

- (1) 貴市町村の農業の現状に関し、平均的市町村に比べて評価し、○をつけて下さい (○は1つ)。
- | | | |
|----------------|---------------|--------------------|
| 1. 比較的には活気がある。 | 2. 平均的であるとする。 | 3. 比較の問題としても活気がない。 |
|----------------|---------------|--------------------|
- (2) (1)で①又は②とお答えになった場合、最も貢献した要因は次のどれだと考えますか (○は1つ)。
- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. 農業基盤・近代化施設整備等の国の施策 | 1. 都市化の進展 |
| 2. 都道府県・市町村等の関係機関の取り組み | 2. 地理的条件の悪さ |
| 3. 農業者・農協等の取り組み | 3. 国の政策の貧困 |
| 4. なんとも言えない。 | 4. 地域の努力不足 |
| 5. その他 (具体的に) | 5. その他 (具体的に) |

<強化したい農業関係対策>

問2 当面、貴市町村で最も強化したいと考えている農業関係対策はどれですか (○は1つ)。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 圃場・農道の整備等農業基盤整備 | 2. 下水道整備等生活環境整備 |
| 3. 技術の改善・加工流通への取り組み | 4. 農地の集積等流動化 |
| 5. 農地の荒廃化の防止 | 6. 人材 (リーダー、就農者等) の育成確保 |
| 7. 特に考えていない。 | 8. その他 (具体的に) |

<市町村の職員の評価>

問3 貴市町村の職員 (主に農林業関係) の現状についてお伺いします (○は1つ)。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. 人数、能力、体制ともに充実している。 | 2. 人数、能力はあるが、力が発揮されていない。 |
| 3. 人数は揃っているが、能力等に問題がある。 | 4. 個人的能力はあるが人数等に問題がある。 |
| 5. 人数、能力ともに問題がある。 | 6. その他 (具体的に) |

B 以下では、市町村の合併、広域的機関、都道府県との連携等についてお伺いします。

<合併についての経緯と評価>

問4 戦後、国は、昭和28年の町村合併法以来、市町村の合併を促進してきました。

- (1) 貴市町村では、戦後、合併した経験がありますか (○は1つ)。
- | | |
|--------|--------|
| 1. ある。 | 2. ない。 |
|--------|--------|
- (2) (1)で①とお答えになった場合、合併の農林業への影響についてお伺いします (○は1つ)。
- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 合併は農林業振興に有益だった。 | 1. 無合併は農林業振興に有益だった。 |
| 2. 合併は農林業振興に悪影響を与えた。 | 2. 無合併は農林業振興に悪影響を与えた。 |
| 3. 合併と農林業振興とは全く関係ない。 | 3. 合併と農林業振興とは全く関係ない。 |
| 4. もともと農林業の比重が小さい。 | 4. もともと農林業の比重が小さい。 |
| 5. その他 (具体的に) | 5. その他 (具体的に) |

<市町村合併に対する意見>

問5 (1) 貴市町村の周辺市町村との合併についてのご意見をお伺いします。合併の可能性があるかどうかは問いません (○は1つ)。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 合併は望ましい。 | 2. 合併は望ましくない。 |
|-------------|---------------|
- (2) (1)で①とお答えになった場合、最も重要な理由をお答え下さい (○は1つ)。
- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 行政又は議会の効率化が図れる。 | 1. 中心部と周辺部の格差拡大のおそれがある。 |
| 2. 生活圏と行政区画との乖離が解消される。 | 2. 地域コミュニティに問題がでるおそれがある。 |
| 3. 地域・産業基盤等の整備が効率的に行える。 | 3. 行政サービスに低下のおそれがある。 |
| 4. 財政基盤が強化される。 | 4. 合併以外の方法により活性化を図るべきである。 |
| 5. その他 (具体的に) | 5. その他 (具体的に) |

<裏面にもありますのでよろしく願います。>

＜広域的機関の設置＞

問6 最近、中国・四国地方などで、農林業振興、農村・都市交流、生活環境改善等によって地域を活性化するために、数市町村にまたがって、一部事務組合、第3セクターなどを設置する例が増大しております。

- (1) 貴市町村が加わって、そうした機関を設置している例があるかどうかについて伺います (○は1つ)。
1. 設置している。
 2. 設置していない。
- (2) (1)で①とお答になった場合、それに対する評価をお伺いします (○は1つ)。
1. 現在、効果をあげている。
 2. 現在とはともかく、将来は効果が期待できる。
 3. 現在も将来も問題がある。
 4. よくわからない。
 5. その他 (具体的に)
- (3) (1)で②とお答になった場合、その理由についてお伺いします (○は1つ)。
1. 状況をみていずれ設置することになると考える。
 2. 事情があって、そうした機関の設置ができなかった。
 3. 市町村の区域が広域で、設置の必要がない。
 4. そうした機関は意味がないと考える。
 5. その他 (具体的に)

＜都道府県出先機関との連携＞

問7 農林水産関係の都道府県出先機関 (振興事務所、普及所等) との連携について伺います (○は1つ)。

1. 十分頼りになる出先機関であるので、連携をとり、頼りにしている。
2. 出先機関も、人又は組織によりけりであり、頼りになる場合とならない場合がある。
3. 事務方は連携をとっているが、市町村長としては、どちらかと言えば本庁又は国を頼っている。
4. 権限又は能力等に問題があり、頼りにならない。
5. その他 (具体的に)

C 以下では、経済団体である農協、森林組合又は漁協の合併の現状と動向についてお伺いします。

＜農協の合併＞

問8 総合農協の合併の動向についてお伺いします。

- (1) 貴市町村にある農協の区域は、次のどれですか (○は1つ)。
1. 市町村の区域と一致
 2. 市町村の区域より小 (複数農協がある))
 3. 市町村の区域より大
- (2) 農協の区域と市町村の区域についての考え方をお伺いします (○は1つ)。
1. 農協と市町村の区域は同一が望ましい。
 2. 市町村の区域が大きい方がよい。
 3. 農協の区域が大きい方がよい。
 4. 一概にはいえない。
 5. その他 (具体的に)
- (3) 農協合併の動きと対処方針について伺います (○は1つ)。
1. 合併の動きがあり、それを支援している。
 2. 合併の動きはあるが、特に支援していない。
 3. 合併の動きはないが、合併を進めるべきである。
 4. 合併の動きはなく、進める必要もない。
 5. 広域合併が終了した。
 6. その他 (具体的に)

＜森林組合と農協の合併＞

問9 森林組合の区域及び総合農協と森林組合という異業種組合の合併に関して伺います。

- (1) 貴市町村での森林組合の有無と区域について伺います (○は1つ)。
1. 森林組合はない。
 2. 森林組合があり、市町村の区域と一致
 3. 森林組合があり、市町村の区域より小
 4. 森林組合があり、市町村の区域より大
- (2) 最近、経営問題等から、森林組合と農協の異業種の合併を進めてはどうかとする意見と、両団体の組合員の性格が異なるから困難であるとする意見とがでておりますが、市町村長のご意見を伺います (○は1つ)。
1. 異業種合併の可能性があるので、異業種合併できる制度にした方が望ましい。
 2. 異業種合併できる制度になれば、異業種合併の可能性を検討することになると考える。
 3. 異業種合併の可能性はないが、一般論としては異業種合併できる制度にしても差し支えない。
 4. 一般論としても異業種合併ができる制度にする必要はない。
 5. わからない。

＜漁協の合併＞

問10 漁協 (海面漁協) の区域及び合併等に関して伺います。

- (1) 貴市町村での漁協の有無と区域について伺います (○は1つ)。
1. 漁協はない。
 2. 漁協があり、市町村の区域と一致
 3. 漁協があり、市町村の区域より小
 4. 漁協があり、市町村の区域より大
- (2) 漁協合併 (事業譲渡を含む) の動きと対処方針について伺います (○は1つ)。
1. 合併の動きがあり、それを支援している。
 2. 合併の動きはあるが、特に支援していない。
 3. 合併の動きはないが、合併を進めるべきである。
 4. 合併の動きはなく、進める必要もない。
 5. 広域合併が終了した。
 6. その他 (具体的に)

■農林漁業施策について、ご意見等がありましたらお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

別紙 2. 市町村長アンケートにおける意見整理表

アンケートにおける自由記入欄への意見を次の順番で整理した。収録した意見は、可能な限り重複を避け、かつ、できるだけ多くの意見を収録するよう配慮した。従って、括弧内の都道府県名、地域区分の出現頻度は意味を持たない。

ただし、意見の中には、次の項目に関して複数の内容を述べており、単純に次の項目ごとに整理できないものもあり、重複も多い。アンダーラインは著者が編集の便宜上付したものである。一部意見に関しては、分割収録した。

意見の前に付してある番号も、編者の便宜のために付したものである。地域区分は、「都市」は都市的地域、「平地」は平地農業地域、「中間」は中間農業地域、「山間」は山間農業地域を、「特定」は特定農山村地域、「山振」は振興山村、「過疎」は過疎地域を意味し、それらの記入をしていない意見の市町村はそれらの地域ではないことを意味している。差し障りがあると考えられる意見については、都道府県名を付さず、市か町村かを明示した。

- 1) 農政の基本
- 2) ウルグアイ・ラウンド農業合意に関連して
- 3) 行政のあり方に関連して
- 4) 中山間地域対策に関連して
- 5) 農業の担い手に関連して
- 6) 事業実施に関連して
- 7) 組織・制度に関連して
- 8) 農協に関連して
- 9) 森林林業に関連して
- 10) 水産に関連して

1) 農政の基本

1-1 農林漁業は国の存立の大本である。

国政の最重点施策として位置づけるべきである。(和歌山県, 中間, 特定, 一部山振)

1-2① 農は国の大本なり。農を保護推進することこれ亦大本なり。都市政策に押し流されること無く、農を大事にした施策を強力に推進してほしい。(岩手県, 平地)

1-2② 工業優先から農林漁業重視又は重要策へ国民の認識の啓蒙と国民教育の再考をすべきだ。(福岡県, 都市)

1-3① 農林水産業を国全体の『社会問題』としてとらえる視点が必要である。農村が国家社会にどのような役割をはたしているかを考えるべきです。(石川県, 中間, 一部特定, 一部山振)

1-3② 農業は歴史的伝統文化・生活文化を保持、維持するに極めて大切な産業であることを国民に理解して頂き、米に対する施策もその面から考える必要がある。(福井県, 平地, 一部特定)

1-3③ 今、国の農業施策は、田舎の農業を切り離した、又無視した施策を展開していますが、今年の米騒動でわかるように、日本人の生活の基本は農業である。(徳島県, 中間, 特定, 過疎)

1-4① 農林業は経営自立が難しい。緑を守り自然保護の見地から国の格別の保護が必要である。(愛媛県, 中間, 一部特定, 過疎)

1-4② 輸入自由化によって競争力が著しく低下した我が国農業は、担い手の高齢化(後継者不足)によって今後急速に衰退することが予測されるが、農業は単に経済活動としての食糧生産のみならず、環境保全や伝統文化の継承等、健全かつ均衡ある国土の発展に極めて重要な役割を果たすものであり、農業の存続を図るためには(他産業とは異なる種々の特殊性から自助努力だけでは困難なことが明白であり)基幹的な農畜産物の価格に

対して、生産活動以外の貢献も評価した何らかの所得確保が可能な施策を考慮する必要があると思われます。(栃木県、都市、一部特定)

1-5① 食糧自給は各国の責任において確保すべきものと解する。その意味で農業は国の大宗と考え、国をあげて、あらゆる施策を講じて振興しなければならない。現在の施策は、生産性を追求するあまり小農切り捨てを目指している。これは日本の風土、国土に合わない。もっと農の多面的な効用を大切にしたい。(島根県、山間、特定、一部山振、過疎)

1-5② 農林水産業の振興は地方の責任として主体的に取り組まねばならない。そのことが国土が都市と山村の調和ある発展に貢献することになると考える。こうした中で農業の振興に限って考える時、食料の自給率を明確に示すべきだ。国際化の中で、市場原理の導入はよしとしても、自国でまかなう量を示さないと農民に張りあいが出てこない。(北海道、平地、過疎)

1-5③ 農産物の国内自給率60～70%を目標とし、輸入に当っては、国境措置を厳しくすること。なお、同時に基盤整備への補助率アップ、新規就農対策の強化を要望している。(山口県、中間、特定、過疎)

1-6① バランスのとれた、秩序ある国土形成とともに都市、農村を問わず、これからの社会や暮らしの基盤をより豊かに創造的なものにするため農村、農業の総合的な活性化施策の強力な展開が強く望まれる。特に都市と農村の連携、協力による活性化対策が必要である。(兵庫県、中間)

1-6② 本町は土づくりに徹して減農薬にして健康食品としての生鮮食糧基地の使命のもと農業の振興を図っている。食糧が人間生存の原点であることをすべての人々が再認識して、また豊かな自然を残す事が人間生活に重要な役割を持つことも合わせて再認識して、豊かな田園地帯を残し蘇生させるため

に国の施策は力をいれるべきである。(福岡県、平地、特定)

1-7① 40歳50歳以下の者は営農を知っていない。農法を知らないから農業改良普及員の拡大、小中学生に体験学習を行い、子供の頃から農、土に親しむ態勢づくりが食を守る第一歩と考えます。(群馬県、平地)

1-7② 農林漁業の振興は国家存亡の基本的問題であると思うので、第一次産業の振興策を国家的プロジェクトで検討して欲しい、または第一次産業は智恵と汗の職業であるが生産の喜びがあるはず。しかし経済成長指向のなかで青少年教育に第一次産業の魅力を教育しなかったきらいがあるので、今後青少年も含めて担い手育成が急務である。(大分県、中間、特定、過疎)

1-7③ なお厚生省の問題かも知れないが、高齢化に対するヘルパー介護支援等の事業を農水のどこかの局でも考えられないだろうか。(青森県、平地)

1-8① “農政は国政なり”のキャッチフレーズの下、真面目に農業振興に取り組んできた町村の多くは、産業構造の変革に立ち遅れ、為に財政基盤はぜい弱なまま今日を向かえています。しかしそこに住む人は、住み甲斐を都市部での生活者と同じレベルで求めています、投資効率の悪さ、建設費の割高さ etc から仲々進展できません。農村を魅力ある地域にする為には、観光的施設を含め、まだまだ行政投資が必要と感じていますので、その為高率な補助制度を強く望みます。(静岡県、中間、特定)

1-8② 農地及び森林の確保保全は、自然景観を、環境を保全する上で最も重要であり、人間にとっても、生産基盤としてのみならず、生活する上で水源かん養、水質、大気の浄化に欠くことの出来ない存在であり、これらの保全に積極的な国の財政支援をお願いする。(岡山県、中間、一部特定、一部山振、過疎)

1-8③ 環境と農林漁業を関連した政策が必要。都市化の中でこうした産業が消えることは将来の環境に影響大である。税制等の抜本的制度改革が必要。(埼玉県, 都市)

1-9 土地を生産手段とする第一次産業においては、他の二次・三次産業のように生産効率に限界があり、イノベーションはなかなか困難である。従って、国策として補助をするのが当然であり、国土保全・地方の生活圏を維持するのに第一次産業の活性化は必要不可欠である。(熊本県, 中間, 特定, 過疎)

1-10 税金も払えない様な農林漁業ならやめたほうがよい。もっと自主性を持った自主独立の努力が欲しい。(鹿児島県, 都市)

2) ウルグアイ・ラウンド農業合意に関連して

2-1① 農業, 林業, 漁業どれ1つとつても明るい展望が開けない現状では、国が根本的にてこ入れしないと益々厳しい状況に追い込まれてしまう感がいたします。後継者問題一つ取り上げても将来に向かって夢が描かれなくてはだめである。(山梨県, 山間, 特定, 山振, 過疎)

2-1② 我が町は、耕地面積が全面積(4,600 ha)の65%(約3,000 ha)ありしかも米, 麦, 露地野菜(玉葱)施設園芸を主体とした純平坦農業であり戸当面積1.2 ha位の農家形態でありUGラウンド後の農業をどのように誘導したらよいか大変に苦慮している。国内の対策については、現状認識をしっかりしていただき、農業つぶしにならないような対策を講じて頂きたい。(佐賀県, 平地, 一部特定)

2-1③ 今後の日本の農業をどう方向づけしようと考えているのか解らない。農業経営者(農家)の声を聞き、実態を把握すべきであると思う。(埼玉県, 都市)

2-2① 農畜産は貿易自由化でこのままでは農村は衰退の一途をたどる。国の思い

切った施策を望む。(広島県, 山間, 特定, 一部山振, 過疎)

2-2② 米・大豆等の作目を中心にした集落営農の推進を図ってきたが、米の輸入(ウルグアイラウンド)等の施策によって、集落営農への意欲が減退した。(兵庫県, 中間, 一部特定, 一部山振, 過疎)

2-2③ 本県の基幹作物であるさとうきびについては、今期分から品質取引(糖度)になり、実質収入減が予想され、またパイナップルは自由化に伴い30%の関税措置にも拘らず外国産が格安の状況であり、それに高齢化・後継者不足等の傾向が強い。深刻な過疎地域であるため、今後抜本的な施策の展開が求められている。(沖縄県, 山間, 特定, 過疎)

2-3 国際化時代を迎えた今日は、正に変革の時代であります。幾世紀にわたる生かさず殺さずの農業政策、ぬるま湯的政策から脱却した、きびしくとも他産業同様の試練に耐え抜かせた21世紀に展望が開け、且つ地方自治体の納得出来る施策を講じることが必要である。(新潟県, 平地)

2-4① ガット、ウルグアイ・ラウンドの農業合意により、今後農業・農村を取り巻く状況はますます厳しくなるものと思われる。国においては、農畜産物の価格支持政策を図り、農業者が農業に夢と希望をもてる産業としていくよう求める。(北海道, 平地)

2-4② 過剰になった農産物は、開発途上国等へ輸出を考えること。(北海道, 平地, 過疎)

2-4③ 米の減反政策をとりながら外国産米を輸入することは矛盾している。生産意欲のある農家には米をどんどん作らせるべきであり、政府の買い上げは一定量に止め、他は自由に販売させるべきである。(埼玉県, 平地)

2-4④ 国際競争力に打ち勝つ為には、農地の集積による経営規模拡大する以外には

ないような農政プランがたてられているが、果たしてそれで外国の大規模農家にたちうちできるのか？もっと違う方法があるのではないか。大規模農家の出来ない農業。(高知県，中間，一部特定，一部山振，過疎)

2-5① ウルグアイラウンド国内対策の骨子では、政策効果は無に等しい。一時的に農家は喜ぶが米作農業の将来基盤は何も作れない。大規模経営が実現しても、農機具、肥料、農薬などの製造理念、流通構造、価格システムでは意欲ある担い手は生まれない。水田の基盤整備には農地の集積を条件に農家負担をなくすこと。(秋田県，平地)

2-5② 農地は国土保全、環境維持の上から考えるならば、公共物であるという観点から基盤整備事業等は末端負担を最小限(0%)とすべきものと思われる。ウルグアイラウンド合意の対策に期待いたします。(宮崎県，中間，過疎)

2-6 酪農でしか生きられない農業、帆立貝漁場を造成してこの漁獲に依存する漁業等一次産業に頼って村づくりをしている現地の状況をよく把握されて計画立案等を急いでほしい。特に酪農への基本政策と、生産者の抱える負債整理対策を。(北海道，中間，特定，山振，過疎)

3) 地方分権に関連して

3-1① 災害防止、自然環境保全等の状況を考えるとき、農林業に対して行政が役割を分担する時期がきていると思う。(京都府，平地)

3-1② 農協の大型合併が進行しているが、現実面は農業政策、農業振興策は後継者、人材等から末端市町村がその環境条件(農業公社、生産・法人化組織的な人材確保)を行政が主体性を発揮しないと特に中山間地帯の振興策は図れない。(長野県，山間，特定，一部山振)

3-1③ 大規模経営体は国が直接指導，

その他の農業(兼業)は地方自治体が掌握すべきだ。(静岡県，中間，一部特定)

3-2 近年、国レベルにおける地域農業政策の推進に当たり、市町村の主導又は負担という傾向が強く感じられるが、農業経営体と一体となって基盤の確立を図る観点から、系統における指導体制の拡充を推進する政策を展開すべきである。(北海道，平地，過疎)

3-3① 地方に権限と財源をおろして欲しい。(県は複数の市町村のまたがる広域的なものに限定し、それ以外は市町村に権能を付与すべきと思う。)(沖縄県，都市)

3-3② 米等の基本作物以外は地方分離、地方の自主性に権限と財源をまかせる方がよい。(静岡県，都市)

3-4 国の補助事業の大部分は市町村費の加算を求めている、財政事情の厳しい地方公共団体では、その補助事業を受けたくても、受けきれない場合もあるので、さらに市町村費を引き下げ、負担の軽減をお願いしたい。(山形県，中間，一部特定)

3-5 農林漁業は国民に安全で安定した食糧供給する外、国土保全環境問題等支える産業であり、公益性の面から農林水産省の外、関係各省の連携協力した強い施策が必要である。農林漁業、同地域の活性化は国民的課題である。(兵庫県，中間，特定，一部山振)

3-6① 各種補助事業は画一的な設計施行ではなく、もっと農民に具体的に意味のある補助にするため、町村に権限を与えて欲しい。(岩手県，中間)

3-6② 補助金制度について・・・補助金を地方交付税の交付方法に改めて、各市町村独自の特色ある「まち・むらづくり」ができるようにしてほしい。(宮城県，中間)

3-6③ 農林漁業に伴う補助金にはかならずや条件つきがある。この条件をなくし取り組みやすい補助制度とし農家が安心して経営が出来、収益が得られる様をお願いします。(秋田県，中間，特定，山振，過疎)

3-6④ 地方自治体で施策の選択できるメニューを。地方の時代を具現化できる策を。(秋田県、平地)

3-6⑤ 農業の振興策には町村によって大きな差異がある。よって、市町村の施策にそった財政援助と人的援助を国策として考えてもらえないか。(福島県、中間、過疎)

4) 中山間地域対策に関連して

4-1 農業においては兼業農家が大半、漁業においては輸入水産物の余波を受けて、魚価のいちぢるしい低下による所得の不安定をまぬがれ得ない。従って恵まれている自然資源を活用した保養地として立地し民宿の兼営による経営の安定策を講じたい。(北海道、山間、特定、山振、過疎)

4-2① 中山間地域農業に対するきめ細やかな振興対策を樹て欲しい。(島根県、山間、特定、山振、過疎)

4-2② 特に中山間地域の農業の在り方は、専業農家の育成と第二種兼業農家が自己保有食糧確保のために動き出す必要がある。又農地保全は特に第二種兼が農地放棄をしない様な対策を考えたい。(愛知県、山間、特定、一部山振、過疎)

4-2③ 中山間の町村は農林業の規模が小さいために、国の施策に適合し難い。施策も平地、中間、山間とに分けるなど、適合出来る施策を講じて頂きたい。(島根県、山間、特定、山振、過疎)

4-2④ 地方分権施策における中心市街地育成と共同体的周辺町村経済圏の確立が、農林漁業施策上も重要な今後の課題である。(熊本県、山間、特定、一部山振、過疎)

4-3① 中山間地に於いて過疎化、高齢化が現実となってきた。農業・農地を守ることはもちろん、集落を守る事すら困難になってきた現在、国に於いて強力な中山間地対策をお願いしたい。(愛媛県、中間、特定、一部山振、過疎)

4-3② 国は大規模経営化を進めようとしているが、そうなれば特に中山間地域は衰退するのではないか。中山間地域は農家の兼業化があって活性化が図られ、また図られようとしている。(長崎県、中間、特定)

4-4① 中山間地域の棚田圃場整備は、10a単価が非常に高く、農家負担能力が限界にきている。こうした地域の圃場整備には、補助率をアップすることを制度化すること。でないと荒廃水田が増加する。(兵庫県、山間、特定、山振、過疎)

4-4② 中山間地域の活性化対策として、各種事業計画がありますが、いずれもメニュー方式が多い。中山間地域が独自の振興対策を実施できる事業枠の拡大が必要と思われる。又補助率等においても一律50%ではなく、60~70%と増高して農林漁家の負担の軽減を図るべきである。(岩手県、山間、特定、山振、過疎)

4-4③ 規模の小さい過疎町村は、農林業の経営規模も小さく、農地の集積、担い手育成などに努力しているが、零細農家、高齢農家では資金力が無く基盤整備、農道整備が遅れており、十分な効果が表れていない。このための過疎町村には思い切った選択基準の縮小と補助率のアップを行い中核農家への農地の集積が図られる施策を願いたい。(岡山県、中間、一部特定、過疎)

4-5① 中山間地農家、中でも小規模農家は、地域間の格差が広がり、耕作放棄、離農へと進むおそれがあり、EC農業政策に見られるようなデカップリング措置を取り入れ救済する必要あり。(福井県、山間、特定、一部山振)

4-5② 農産物の全品目自由化の時代は避ける事の出来ない極めて厳しい状況となる。しかし、中山間地域の果たす役割は大きいものがあり、国民的理解がえられるよう努力されたい。特に、都市と農村の格差は正(デカップリング方式)を。(愛媛県、山間、特定、山

振、過疎)

4-6 農業後継者の担い手不足が致命傷と思える。特に過疎地域については、定住奨励金を交付（一定期間）してでも定住策を進めないと、農村農業は必ず崩壊する。（広島県、山間、特定、山振、過疎）

4-7 効率の悪い中山間地の国土保全はいかに町村だけで考えても過疎化は進むばかりである。農地を守り山林を守り、国土保全は国家の責務として、その地域を守る人が安定して生活出来る為に町村が考えた施策には抜本的な財政援助をすると共に、“山林交付税”など山村の町村が自由に使える財源を早急に制度化して欲しい。（島根県、山間、特定、山振、過疎）

4-8① 国として市街化区域または都市部における農業に対しても、都市農業を援助・振興するような補助政策を実施していただきたい。（東京都、都市）

4-8② 国際化は米のみでは無い。中山間地域の指定にもれた果樹等の地帯も同様にお願いしたい。（町村、中間）

4-8③ 農村活性化対策は、都市近郊町村対策を中山間地域対策と同時に進行が必要がある。昼間人口の少ない中山間に必要以上の社会資本の投資は、農村空洞化を促進し、都市集中化の速度を早めるだけだと思う。都市近郊町村の充実が中山間地域の過疎の歯止めの役割を果たすと考えていますので、中山間対策と同時に周辺市町の整備も含めた施策の遂行が望ましい。（町村、中間、一部特定）。

4-8④ 山村、過疎、中山間いずれも該当していないが、農林業の分野から見ると、周辺指定町村と同等の実態であることから制度の見直しを望む。（市、中間）

4-8⑤ 所得補償方式やデカップリング等による農業生活保護論は支持しない。（町村、特定、一部山振、過疎）

4-9① 今後、中山間地での農業をどう守って振興していくかが国の政策としても大

きく、難しいことだと思うが、その地域の状況がそれぞれ違っている。事業に対する補助金も必要であるが、地域にあった振興の仕方があるので、自由に使える交付金的な国の援助をもっともっと強化していく必要があります。強く望む。（福岡県、平地、特定）

4-9② 農業振興策については、都市部周辺と中山間地域とでは経済的にも状況的にも全然異なるものであり、基盤整備等の受益者負担額の所得に占める負担割合は過重なものであり、国土保全・環境保護の面からも特別な助成措置を求めるものである。そうした観点から、地方の単独補助の割合が多くなっており、財政負担となっている。（福島県、中間）

4-10① 村内1戸平均65aで零細、農業後継者問題、コスト問題などから、当村独自の考えとして「農業公社により村中の営農体系」を研究中で、ここ1～2年でこの発足を目指している。いま、政府はH7より新たな日本農政を展開されようとしています。それは大規模農家を意図していますが、中山間地農業経営を存続するには、私共の意向（考え）も配慮して下さい。（岐阜県、山間、特定、山振）

4-10② 農林作業の受託を行う第三セクターのうち、株式会社・有限会社であっても各種の補助・支援が受け易くして欲しい。（岡山県、山間、特定、山振、過疎）

4-11 現在の貨幣価値で農林漁業者にも一人当たり月額12万円以上貰える年金制度（厚生年金）が欲しい。この場合雇主負担分は市町村負担としては如何か。農林漁業も公務だ。（群馬県、山間、特定、山振、過疎）

4-12① 天然記念物に指定を受けている村（北限のニホンザル）で毎年被害で悩んでいます。そのため環境庁、又は文化庁にいろいろと陳情をしておりますが、農作物の被害を守るためには各省庁でも主旨が異なるとの事であり、耕作者の意欲すらなくしてお

る現状をふまえ、今日中山間地域農村活性化総合整備事業が行われ、圃場整備等の中に電気さくを導入も工事の中に入って行われる予定ですが、耕作面積の1/2で終わるため、残り分についても農林関係での対処を考えてほしいと思っております。(青森県、山間、特定、山振、過疎)

4-12② 文明時代の近年農林作物に対する野獣(熊、猪、猿、カモシカ)の被害が増大する一方で、農家の生産計画は縮小に縮小するが、更に民家の近く迄出没し作物を守る手立てがなくなり農家の生産意欲は次第に低下している。村単独補助も一部行っているが、根本的な施策が必要である。(岐阜県、山間、特定、山振、過疎)

5) 農業の担い手に関連して

5-1① 急激な高齢化が進行中で、今後並の考え方では対処出来ない。所得保障を求める農家側にも問題が多く、行政で根本的改善は図れない。他の産業と同じように競争原理を徹底的に導入し、一度は全制度の見直しを進め、若い年代の農家の積極的・自主的営農に集中支援こそ農村再生への方途と思われる。(岡山県、平地)

5-1② 三大生産資材(農機具、肥料、農薬)の価格抑制を政策的に実現することに最大の政策集中をしてはじめて低米価、大規模経営、自立が可能だ。(秋田県、平地)

5-2 30歳以下の後継者については補助率をアップすることを検討いただきたい。(福岡県、中間、特定、一部山振、過疎)

5-3① (農業施策)基盤整備を推進することは、農業にとって有益であるが、多額の負債を負わせることは、農作物の単価が低くおさえられ、更に農業合意により輸入拡大され単価も下がる現状では経営が成立たない。又、規模拡大によりコストの低減を図れと言うが、限られた農地で拡大することは農家戸数が減少し過疎化が進行する過疎地としては

大きな矛盾を感じる。(北海道、山間、特定、山振、過疎)

5-3② 零細農家に対する何らかの振興策を講じて欲しい。(東京都、中間)

5-3③ 効率的かつ安定的な経営体を育成することも大切であるが、都市近郊で零細な農家経営を営んでいるような地域でも、兼業(第2種中心)農家として継続して農業(水稲作)ができるような施策が必要である。(広島県、都市)

5-3④ 本村は一農家平均1ha それを20haの規模拡大は無理。50a農地を10a以上にして2足のわらじで、みんな農業がやれるよう、土地、国土は全体の者で活用する。(群馬県、平地)

5-4① 営農の企業化・共同化の助成を検討してもらいたい。(広島県、中間、一部特定、一部山振)

5-4② わが村は、果樹を基幹とする農家が多いが、就農者の高齢化が進行する反面、後継者難で優良農地の維持がむづかしい実情にある。消毒その他農業機械を操作するオペレーターの確保を含め今後農業経営面では協業組織化(農業法人制度)を推進し経営の安定と合理化を図る必要がある。(長野県、山間、特定、山振)

5-4③ 農協単位の集団化農業を考え指導すべきと思う。(群馬県、都市)

5-4④ 農業後継者の不足が一段と強まってきており、荒廃農地が漸増している。しかし農地を資産として維持している農家が多く、これを貸与する考えが少ない。従って、農業公社等を広域的に設立して、緑地を残す面からも耕作管理することが望ましい。これに対する財政援助が考えられないか？(山梨県、中間、一部特定)

5-5① 今後の農業従事者の高齢化に伴う農地の荒廃を守り管理する組織作りに対する行政の負担に対し交付税措置並びに低利の起債の創設。(山口県、中間、過疎)

5-5② 農家の担い手対策には、町村の生活基盤の整備向上が必要であります。各事業の財政措置の改善とともに、地方交付税の町村への配分に特別の配慮を望みます。(愛媛県、中間、特定、過疎)

5-6 農業を国策と位置づけるなら農家(専業農家の人)を地方公務員としたら農業後継者、嫁対策も解消できるのではないのでしょうか。(宮崎県、平地)

6) 事業実施に関連して

6-1① 農林業の振興のため、多種多様な助成策や融資制度があるが、事務手続きの簡素化、事務経費の縮減、規制緩和等を行い、「助成や低利融資」が農業者の実益になるように工夫して欲しい。(北海道、中間)

6-1② 細分化された、しかも類似した補助事業が多すぎて効果が少ない。本当に農家の為、農林業振興につながる施策が必要でばらまき補助金は捨て金に等しい。机上の対策ではなく、現地の声を吸収した農政を確立しないと日本の農業はつぶれる。(大分県、山間、特定、一部山振)

6-1③ 農林業振興の為、種々の国の施策があるが、地方の実情によって弾力的に運用できるようにして欲しい。(鹿児島県、中間、過疎)

6-1④ 各種事業ごとにハード・ソフト部門があり、ソフト部門(研修)など義務づけられる場合、町村では同じ人が参加するようになる。統一を考えられたい。(宮城県、山間、特定、一部山振、過疎)

6-2① 農業生産基盤整備には、農家の負担が多過ぎる。軽減する対策が望まれる。基盤整備に要する歩掛りを改善して負担減に努める(利用に耐える仕上げにするとか)。(北海道、平地)

6-2② つぎのような問題点があり考慮願いたい。①土地改良事業に対する農家負担の引き下げ、②国営、道営土地改良事業に対

して自治体負担額の交付税算入率の増(ガイドライン見直し)、③補助事業の場合の積算方法の自由化。(北海道、平地、過疎)

6-3① 地理的、環境的に劣る地域の営農施策には何よりも特例地域的農業基盤整備、農道採択基準の細やかな配慮が欲しいものである。(鹿児島県、中間、過疎)

6-3② 農地を守る事は、国土保全の面からも重要であり、土地基盤の整備にあたり、農業者の負担を5%程度に下げること(補助率のアップ)。(山口県、中間、特定、過疎)

6-3③ 本村のように、耕地面積の狭い村については30a~50a程度の圃場整備について積極的な補助制度が欲しい。(徳島県、中間、山振、過疎)

6-4① 農村定住促進のため農村生活環境整備対策事業を積極的に推進されたい。(青森県、中間、一部特定、一部山振)

6-4② 農業基盤整備事業で果樹園の圃場整備について新しい制度の助成措置の導入検討を希望する。田畑の圃場整備と異なり、果樹園は伐採すると5年間は収穫が見込めない。そのため、果樹生産を中心に行っている地域では、圃場整備の希望があっても着手できないのが現状である。何らかの補償制度政策のご配慮を賜りたい。(山梨県、中間、特定)

6-4③ 鳥海南麓農用地開発事業を農水省直轄で実施しているが、この事業を推進するに当たり、農家を援助するため総合農業研究所的な機関をつくってもらい、生産、加工、流通、販売一連の指導が直接可能にする制度をつくってもらいたい。(山形県、山間、特定、一部山振、過疎)

6-4④ 国営農用地については市場動向と連動した栽培作目の選定まで国が考えるべき(入るべき)。(山形県、中間、特定、一部山振、過疎)

6-5 農林漁業への公共投資について、収益性、効果などを考えて、過大投資(地元負担のできる範囲)にならないように。(岡

山県、平地)

6-6 箱物、器具、機材等に係る補助事業は大枠のガイドラインだけを示し、それぞれの市町村の自主性に委ねること。細部についてのセット方式は止めること。(メニュー化は市町村の工夫で行うもの)(宮城県、平地)

6-7① 米、りんごにつぐ農産物の改良と加工産業を強力にすべきである。(青森県、平地、過疎)

6-7② 畜産臭気対策、地域特産開発についてのより積極的な科学技術への投資、行政、農協農家、国・県の機関の整合性が求められている。(滋賀県、平地)

6-7③ 農業は米だけでなく野菜、果樹に薬草に目を向けてほしい。(群馬県、平地)

6-7④ 馬に係る農業について、基盤整備・資金の融通等の面で、他の農業と同様の取り扱いとすること。(北海道、山間、特定、山振)

6-8① 何より人材であり、問題意識を持って立ち向かう人材を育てる事以外道はない。(青森県、中間、特定、山振)

6-8② 人材育成に思い切った投資をすべきである。(広島県、山間、特定、山振、過疎)

6-8③ 若い職員が当村で1ヶ月の研修に来られた。大変素晴らしい人柄で様々な体験と対話をされた。農村はまだ本省から見放されていない心強さを感じている。(石川県、中間、特定、山振、過疎)

6-9① 財産的保有と農政の展開の整合は、中山間地域の対策よりさらに困難と思われる。農地の国有化はだめなのか。(滋賀県、平地)

6-9② 減反等による荒廃した農地及び離農による譲渡したい農地については、政府が買収して後継者に安価で貸付または売渡する政策が後継者育成に必要である<政府による農地の買い上げ貸付制度>。(佐賀県、平地)

6-9③ つぎのような問題点があり考慮

願いたい。暫定的に自治体に農地保有を認め企業経営方式のテストをさせてはどうか。(北海道、平地、過疎)

7) 組織・制度に関連して

7-1① 町村合併は更に必要であるが、そのためには国の大きな支援策が絶対条件である。(岐阜県、山間、特定、山振、過疎)

7-1② 名産品、町のおみやげとなり得る農水産品を持ち、町の活性化につなげたいが、都市化、後継者難により望みうすである。広域的に取り組めれば…(愛知県、都市)

7-2 特に普及所については、地域性を重視して、合併統合しないでほしい。(北海道、平地、過疎)

7-3 一定耕地面積以下の町村では農業委員会不用と思う。農地法3条・5条等の許認可は市町村長へ権限移譲すべきである。(町村、中間、過疎)

7-4① このまま推移していけば日本農業は壊滅するのではないかと心配している。農地制度はもとより抜本的な対策が早急に必要と考える。(群馬県、平地)

7-4② 農地法はじめ多くの規制がありその振興をさまたげている点改善してもらいたい(行政上)。(新潟県、平地)

7-4③ 抜本的な農地法の改正を望む。第2次農地開放。(福島県、中間、一部特定、一部山振)

7-5 使わず、貸さず、売らずの農地が荒廃のもとになっている。税制も含めて、土地の有効活用を促す制度の充実をお願いしたい。(愛知県、都市)

8) 農協に関連して

8-1① 山村は農と林との複合経営で成り立っているので、農林一体の施策が望ましい。農協、森組夫々の大型合併を進める前に、先ず両者の合併に道を拓くべきではないか。(愛知県、山間、特定、山振)

8-1② 農林業の現在は農業協同組合、森林組合、漁協等それぞれの法制下で行っているが、従事者、組合員は同一人が多い。よってこの制度上の問題点を解決しない限り、振興は進まないと判断しています。(長野県、山間、特定、山振、過疎)

8-2① 昭和45年、農協が破産し、以来農民は国の政策から忘れられて、困っています。隣村農協との合併を進めるべきである。(愛媛県、中間)

8-2② 経済団体の合併は各市町村の経済政策と整合性が保てるような、合併団体における配慮が前提となる。(群馬県、山間、特定、山振、過疎)

8-3① 輸入農産物に押され農家が懸命にコスト引き下げに協力しているが、農協、特に経済連がペーパーマージンで価格をつりあげている。(農業資材価格)肥大化した農協組織の改革が最も必要である。(町村、平地)

8-3② 農協職員の定数を減少し、組合員の負担を軽減し且つ経営力をつけて組合員よりの手数料稼ぎの分及び商業小売店の真似ごとみたいなことをやめて営農指導に努力すること。(熊本県、平地)

8-3③ 最近、特に農協経営の悪化の為、農家に対する生産指導等が極端に少なくなり、農家が大変困っている。(愛媛県、山間、特定、山振、過疎)

8-4 本村の農協は、柿の一次産品を市場(神田その他)に出すことにのみ熱中し、その他のルート(宅配、生協等の産直販売)を開拓することを忘れ、また、加工品の生産販売には全く熱意がないので、これを改善せざる限り将来性なし。〈農協の販売戦略の改善〉。(奈良県、中間、特定、一部山振、過疎)

8-5 私町は中山間地域の過疎の町。農協は経営面でも大きくしたいだろうが、大きくなれば地域のよわい農業は捨てられると思う。農協も経営の面で苦しんでいる。(香川県、山間、特定、山振、過疎)

9) 森林林業に関連して

9-1① 町の総面積(168.5km²)の95%が山林で、うち69%を国有林が占める典型的な森林地域で、国有林や木材、木工関連産業に従事し、勤労による収入で生計を維持しているが、国有林野事業の経営合理化により雇用が縮小し、過疎と高齢化に悩み、農家の後継者対策に苦しんでいる。国有林野事業の活性化を望みます。(長野県、山間、特定、山振、過疎)

9-1② 林業(経済的)政策に重ねて森林政策との整合を図るよう、総合的抜本的検討をお願いする。今のままだと森林は、荒廃にまかされてしまう。戦後の拡大植林(杉・檜)はいよいよ伐令期に入りますが、その伐採の跡をどうするのか。部分的に自然雑木林に戻すのかどうか。日本の国土政策をふまえて、指導方針を出せませんか。(三重県、山間、特定、一部山振)

9-2 森林組合経営は現状では不可能に近い。治山治水を兼ねて自治体が出来るだけ応援しなければならない。(北海道、山間、特定、山振、過疎)

9-3① 水源涵養と防災の役割を担っている森林を育成するためには、多大の経費を必要とします。特別措置を検討されたい。(香川県、中間、一部特定、一部山振)

9-3② 林業後継者の育成(山林労務者)と労働者に対する雇用の安定のための財政支援を国に進めて欲しい。(島根県、山間、特定、山振、過疎)

9-3③ 森林交付税制度の早期実現化を期待する。(愛媛県、山間、特定、山振、過疎)

9-3④ 山林交付税の創設を。(愛媛県、山間、特定、山振、過疎)

9-4 均分相続のもとでは、林業後継者は育たず、零細不在村所有が増加している。山村の農林地の適正管理の為にも、在村後継者には、山林の生前一括贈与に道を拓くべき

である。(愛知県, 山間, 特定, 山振)

9-5 林業について省力を進める機械の開発を, 利用面での付加価値の技術を, 農林道の草刈等の技術(機械利用)の開発を。(山形県, 中間, 特定, 一部山振, 過疎)

10) 水産に関連して

10-1 最近, 漁港, 港湾等は, 産業基盤整備型だとして整備しても効率が悪いので抑制すべきだという一部の意見があるが, とんでもない話で, 漁港, 港湾は地域住民の生活の場となっており, 特に過疎地域にあるこれらの施設は整備が遅れば遅れるほど, 若者が都市に流出し, 益々過疎になってしまうので, 是非整備促進をお願いしたい。(大分県,

中間, 過疎)

10-2 漁業権の現実を見直しして, 地域の実情に合った制度としてほしい。(静岡県, 都市)

10-3 水産業については, 漁業協同組合の経営基盤の強化が重要であり, 合併のため組合の自主的な話し合いを旨としながらも一定期間経過した段階では, 漁業権の許認可権を持つ県が積極的に指導すべきである。(三重県, 都市, 一部特定)

10-4 内水面漁業権の肥大化が河川公共工事を阻害すること甚だしいので, 農林・建設の調整を急いで下さい。(三重県, 山間, 特定, 一部山振)